

平成29年9月三種町議会定例会会議録

平成29年9月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
6番	工藤秀明	7番	高橋満
8番		10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

5番	清水欣也	9番	鈴木一幸
----	------	----	------

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	吉田正秋	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年9月12日(火)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	産業建設常任委員長の所管事務調査報告
日程第6	広報広聴常任委員長の所管事務調査報告
日程第7	請願・陳情等(陳情第6号~陳情第8号)の委員会付託
日程第8	議案の上程 報告第6号~議案第80号 (提案理由の説明・町長) (決算状況の説明・会計管理者及び上下水道課長) (決算審査の報告・代表監査委員)
日程第9	平成28年度各会計決算議案(議案第60号~議案第70号)の委員会付託
日程第10	一般質問

平成29年9月13日(水)

日程第10 一般質問

平成29年9月22日(金)

日程第11	報告第6号	専決処分の報告について(公用車(消防車両)接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第12	報告第7号	専決処分の報告について(道路構造物(側溝蓋)の破損により発生した車両被害に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第13	報告第8号	平成28年度財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
追加日程第1	報告第9号	専決処分の報告について(公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第14	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度三種町一般会計補正予算)
日程第15	議案第57号	三種町介護保険条例の一部改正について
日程第16	議案第58号	三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第17	議案第59号	財産の購入について
日程第18	議案第60号	平成28年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	議案第61号	平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会

日程第20	議案第62号	計歳入歳出決算の認定について 平成28年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	議案第63号	平成28年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	議案第64号	平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	議案第65号	平成28年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	議案第66号	平成28年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	議案第67号	平成28年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	議案第68号	平成28年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	議案第69号	平成28年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	議案第70号	平成28年度三種町水道事業会計決算の認定について
日程第29	議案第71号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第30	議案第72号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第31	議案第73号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第32	議案第74号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第33	議案第75号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第34	議案第76号	平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第35	議案第77号	平成29年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
日程第36	議案第78号	平成29年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について
日程第37	議案第79号	平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
日程第38	議案第80号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第39	陳情第3号の1	新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（陳情）

日程第40	陳情第3号の2	新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（陳情）
日程第41	陳情第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情
日程第42	陳情第7号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）
日程第43	陳情第8号	「共謀罪(組織犯罪処罰法)の廃止を求める意見書」提出について陳情
日程第44	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	
日程第45	広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件	

一、本日の会議に付した事件  
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成29年9月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）  
おはようございます。  
ただいまから、平成29年9月三種町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。  
なお、清水欣也議員と鈴木一幸議員から欠席届が出されております。  
本日の会議を開きます。  
書記には桜庭君を任命します。  
説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。  
日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により3番、安藤賢藏議員、4番、三浦 敦議員を指名いたします。  
日程第2. 会期決定の件についてお諮りいたします。  
その前に、議会運営委員会が開かれておりますので、本定例会の会期について委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（宮田幹保）  
委員長 平成29年9月三種町議会定例会に当たり、9月9日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。  
皆様のお手元に配付しております議事日程表のとおり、会期は本日から9月22日までの11日間といたしております。  
なお、提出案件は28件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（金子芳継）  
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月12日から9

月22日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの11日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告をいたします。

平成29年5月、6月、7月の例月出納検査の報告については、皆さんに事前に配付したとおりでございます。

また、町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出第4号一般社団法人三種町農業公社に係る事業の計画及び決算に関する書類が提出されております。なお、説明は省略いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4. 町長より行政報告を求めます。町長。

町長 ( 三浦正隆 )

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

9月議会定例会の開会に当たり、6月議会定例会以降の町の動きなどを報告申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと思います。

それでは、総務課関係から順次ご報告申し上げます。

初めに、職員採用試験について申し上げます。

8月23日に受験申込の受け付けを終了したところ、大学卒一般行政が15名、高校卒一般行政が12名、保育士が4名、合計31名の申込状況となっております。

今後の日程につきましては、9月17日に第1次試験を行い、10月上旬に第1次試験の合格者発表、10月25日に適正検査や面接試験等の第2次試験を行い、最終合格者の発表を11月中旬に行う予定としております。

次に、本年度の普通地方交付税は、交付額の確定により48億8,106万3,000円で、対前年比約3.7%、1億9,035万9,000円の減となっております。

減額の大きな要因は、本年度は合併算定替から一本算定へ段階的に移行する2年目であり、基準財政需要額の一本算定と合併算定替額の差額の30%が減額されたこととあります。普通地方交付税は、今後平成33年度までに一本算定に移行し、その影響額は7億円程度になると推計しております。

交付税が最大の財源である本町におきましては、今後の交付税の動向を注視し、これまで同様に自主財源の確保を初め、町有施設や事務事業のさらなる見直しなど、財政健全化のために鋭意努力しなければならない状況となっております。

続きまして、企画政策課関係についてご報告申し上げます。

初めに、自治会長会議について申し上げます。

旧小学校区を単位として8カ所で開催した自治会長会議は、ことしで4回目となりました。自治会側から合計で196人のご参加をいただき、短い時間ではありましたが、大変充実した懇談の機会となりました。

内容としましては、初めに町から本年度の主な施策について新規事業を中心に説明を行い、その後、地域づくりについて広範囲にわたり意見交換を行いました。自治会からは建設的なご意見が多く、今後の行政運営に反映してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策としての結婚支援について申し上げます。

結婚支援を担う「みたね縁結びサポーター」は現在13名おり、毎月の情報交換や婚活イベントへの協力などにご活躍いただいております。

まだ成婚の実績をご報告するには至っておりませんが、年度内に1組の成婚を目標に取り組んでおります。

また、男女の出会いの場づくりにつきましては、カフェ・リエゾンと商工会青年部にお願いしているところであります。

カフェ・リエゾンでのイベントは、7月29日に男性5名、女性3名、商工会青年部のイベントは、8月11日に男性12名、女性7名の参加で行われております。両団体とも今後もイベントを予定しているとのことで、地域の出会いの場として大いに期待をしているところであります。

次に、クアオルト関係について申し上げます。

去る6月24日に「釜谷浜サンセットコース」が、日本クアオルト研究所より「クアの道」として正式に認定となりました。当日の式典では町に認定書が交付され、認定記念ウオーキングとして、町や県、クアオルト研究会、一般参加者など約60名が参加し、認定コースを楽しみました。

これにより、町内3地域にそれぞれ個性のある認定コースが設置されたことになり、より多くの方にコースを楽しんで、自身の健康増進に役立てていただきたいと思います。

次に、クアオルト健康食について申し上げます。

健康食の要件として、1食600キロカロリー以下、塩分3グラム以下、三種町産食材3品以上使用などの基準を取り決め、この要件に基づいたメニュー開発を協力事業所と進めてまいりました。今年度事業としては、クアオルト研究会を認証機関として認定し、管理栄養士の協力を得ながら認証条件の審査・助言指導を行い、認証制度を確立していくこととしております。

8月31日には、これまで開発に携わり、認証条件に基づいたメニューを提供できる事業者として、じゅんさいの館・加工グループ、カフェ・リエゾン、株式会社ゆめろんの3事業者を認証し、認証書交付式とクアオルト健康弁当の試食会をあわせて行ったところであります。

今後は、新規参加事業者を募りながら、健康弁当にとどまらず、1食から提供可能なメニュー開発なども進めていくこととしております。

続きまして、税務課関係についてご報告申し上げます。

平成29年度の課税状況については、6月の行政報告におきまして、軽自動車税、固定資産税及び個人町民税の調定額などをお知らせしたところですが、その後、7月に国民健康保険税の課税を行っておりますので、その概要をご報告いたします。

国保加入者の所得の確定及び税率の引上げに伴い、本算定における調定額は、対前年度比7.4%増の3億8,713万6,000円となりました。このうち一般被保険者分では対前年度比9.9%増の3億7,464万8,000円、退職被保険者分では対前年度比36.4%減の1,248万8,000円となっております。退職被保険者分の調定額の減につきましては、制度改正により平成26年度をもって退職被保険者の新規加入がなくなったことによるものであります。

国民健康保険税の課税をもちまして、本年度の定期課税は一通り行ったこととなりますが、町民の皆様におかれましては、今後とも町税等の納税に対し特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町民生活課関係について申し上げます。

初めに、7月9日に開催された能代市山本郡消防競技大会において、規律訓練の部で三種町消防団第5分団が第5位に、ポンプ車操法の部で第4分団B班（木戸沢班）が第3位に、小型ポンプ操法の部で第5分団A班（豊岡班）が第2位に、第4分団B班（槻田班）が第3位にそれぞれ入賞しております。

この結果、今年度は9月2日に開催される秋田県消防操法大会には出場することができませんが、随所に三種町消防団の操法技術の高さが目立った大会となっております。

町及び郡市の操法大会を通じて、操法技術の研さんを積むことで、地域の防災体制のより一層の充実につながったものと認識しているところであります。

次に、7月の大雨による災害対応及び被害状況について申し上げます。

去る7月16日、能代山本地方は梅雨前線の影響で早朝から激しい雨に見舞われ、三種川上流部にある上岩川観測所では累加雨量が154ミリを記録し、三種川が増水・氾濫したため、その流末排水となる道路側溝等が排水不良となり、県道等の一部が冠水し、通行どめをするなど、特に下岩川地区に被害が集中しております。

本町では、16日午前10時50分に災害対策警戒部を、そして午前11時15分に災害対策本部を設置し、消防団初め、三種消防署、能代警察署等と連絡をとりながら対策を講じ、あわせて直ちに避難所の設置と災害物資の搬入を行ったところであります。

建物被害については、住家の床上浸水が2件と床下浸水が12件、非住家の浸水被害が23件で、特に長面地区、館ノ下、達子地区に被害が集中しました。

また、河川が増水・氾濫に伴う避難勧告は、午後0時に長面地区の106

世帯、262人に対し発令し、さらに午後4時35分に館ノ下、達子地区の96世帯、274人に対し発令し、避難所2カ所に5世帯、6人が避難しております。

次に、7月22日、能代山本地方は温かく湿った空気が流れ込み、前線が活発となった影響で、午前8時頃から強い雨に見舞われ、三種川が増水し、午前11時40分に長面地区に設置してある水位計が氾濫注意水位2.8mを超えたため、午前11時45分に災害対策警戒部を設置し、消防団初め、三種消防署、能代警察署と連絡をとりながら対策を講じました。

水位が急激に上昇した午前11時50分には、避難判断水位3.1メートルを超えたため、午後0時20分に避難準備情報を長面地区に発令し、長面自治会館を避難所として開設しましたが、昼から雨も上がり水位も次第に下がりはじめたため、避難された方はおりませんでした。

なお、建物被害については、家屋の床下浸水が2件と非住家の浸水が2件でありました。

また、翌7月23日未明から再び活発な前線が停滞した影響により、午前1時頃から激しい雨に見舞われ、三種川上流部にある上岩川観測所で累加雨量が59ミリ、下岩川観測所でも57ミリを記録しました。前日に引き続き三種川が増水・氾濫したため、その流末排水となる道路側溝等が排水不良となり、町道等の一部が冠水し、通行どめをするなど、特に長面地区での被害が確認されております。

本町では、23日午前4時10分に災害対策警戒部を、そして午前7時15分に災害対策本部を設置し、消防団初め、三種消防署、能代警察署等と連絡をとりながら対策を講じ、あわせて直ちに避難所の設置と避難物資の準備を行ったところであります。

建物被害については、住家の床下浸水が2件、非住家の浸水被害が7件でありました。特に長面地区に被害が集中しております。

また、河川が増水・氾濫に伴う避難勧告は、午前7時30分に長面地区の106世帯、262人に対し発令し、避難場所の長面自治会館には1世帯、1人が避難されております。

今回の罹災被害者への町からの見舞金については、床上浸水家屋には10万円、床下浸水家屋にも5万円を支給し、秋田県からも自己所有の家屋に対して、床上浸水の方には20万円が支給されております。

今回、特に下岩川地区は、7月16日から1週間という短期間で3度の大雨被害となってしまいました。町としても引き続き町民の皆様のご生命、財産を守るため、自然災害の対応に万全な体制で取り組んでまいり所存でございます。

次に、北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応について申し上げます。

8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮から弾道ミサイル1発が発射され、北海道上空を通過するという全国民を不安に陥れる緊急事態が発生しました。

秋田県は警戒区域に入り、午前6時2分にJアラート（全国瞬時警報システム）のサイレンと避難指示情報（発射情報）が、また12分後の午前6時14分には通過情報が防災行政無線で流れました。

発射情報を受け、防災担当職員全員が直ちに役場に登庁し、情報収集を行うとともに、三種消防署とも連絡をとりながら対策を協議しております。また、消防署で三種町管内のパトロールを実施し、被害の発生や不審な落下物は確認されていない旨の報告を受けております。

北朝鮮の緊迫した状況は現在も続いており、本町としましても、Jアラートやエムネット（緊急情報ネットワーク）など、国と直結する情報網を通じた情報収集と町民への適時的確な情報提供に努め、引き続き緊張感を持ちながら危機管理に当たってまいりたいと考えております。

次に、三種町防災行政無線統合整備事業について申し上げます。

工期も終盤に差しかかってまいりましたが、工事は順調に進んでおります。8月末現在での進捗状況は、送信設備のほか、屋外子局が84カ所全てで完成しております。今後はメール配信装置や電話対応装置、放送内容を即座にホームページに公開できる機能など、ソフト面の整備を進め、完成に向けて一層の事業推進を図ってまいります。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

初めに、長寿祝金の贈呈について申し上げます。

去る6月11日、山本地区志戸橋の田村タケノさんが、また、6月15日には琴丘地区鯉川の田中サヨさんが、8月17日には特別養護老人ホームもりたけに入所されている加藤リノさんが、それぞれ100歳を迎えられたことから、長寿祝金を贈呈させていただきました。

お3方とも、すこぶるお元気なご様子であり、今後ますますのご長寿をお祈り申し上げる次第であります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

今年度も町遺族会のご協力を得ながら、去る8月18日に山本公民館を会場に開催し、ご遺族、来賓合わせて70名の方々にご参列をいただいております。

式典は、参列者全員での黙禱の後、ご来賓の皆様から追悼の言葉をいただき、献花、そして追悼歌の斉唱など、厳かにとり行われました。

また、戦没者の慰霊とご冥福をお祈りしながら、悲惨な戦争を二度と繰り返さないこと、そして世界平和の実現を誓い合ったところであります。

次に、ねんりんピック関係について申し上げます。

「秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪」をテーマとして、60歳以上の人たちを中心にスポーツや文化活動を通じてさまざまな世代が交流する第30回全国健康福祉祭あきた大会「ねんりんピック秋田2017」のマレットゴルフ交流大会が、10日、11日、本町と能代市の2会場で開催されました。

10日当日の天候は非常に不安定で、朝方には強い雷雨があるなど競技実

施が危惧されましたが、三種町マレットゴルフ協会並びにボランティアの皆様等の懸命な作業と天候の回復によりまして無事実施することができました。

三種町マレットゴルフ広場にて行われた開始式では、15都府県と3政令市の25チーム94名の選手が参加し、大会会長である三種町長、能代市長、そしてご来賓の日本マレットゴルフ協会会長小野喬氏等からの挨拶の後、三種町と能代市の2会場に分かれて競技が開始されました。

また、競技の合間にはじゅんさい汁やあきたこまちのおにぎりなどが振る舞われたほか、クアオルトのPRなども行われ、大いに交流が図られました。

翌11日も順調に競技が行われ、大会日程を無事終了することができましたことはまことによるこばしく、開催に当たってご尽力いただきました関係各位に対し、心から敬意を表し、また感謝を申し上げます。

なお、本町の選手の皆さんの活躍は目覚ましく、男性の部優勝が近藤義征さん、そして女性の部優勝が近藤京子さん、準優勝が田村照子さんと大変すばらしい成績を残しております。今後とも大いに活躍されますことをご祈念申し上げます。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

初めに、国民健康保険事業について申し上げます。

平成30年度からの国保都道府県化に向けたスケジュールについては、現在、県より秋田県国民健康保険運営方針（案）が示され、市町村からの意見聴取と9月21日まで県民を対象としたパブリックコメントが行われております。

また、加入者の保険税により納付する平成30年度国保事業費納付金については、仮算定額の市町村への提示が10月頃となっておりますので、概要がわかり次第、ご報告申し上げたいと考えております。

次に、検診事業について申し上げます。

8月4日までの早朝健診による受診率は、特定健診が94.5%、胸部が100.9%、胃がんが93.6%、大腸がんが93%となっております。これ以外に、医療機関で健診を受診される方や日曜健診、追加健診を受診される方もおります。特定年齢に達した方へは無料クーポン券の配付も行っておりますが、対象の方でまだ受診していない方には、今後受診を促し、受診率向上に努めてまいります。

次に、秋田県では「健康長寿日本一」を目指すため、6月県議会において「市町村健康づくり人材育成事業」推進のための補正予算が可決されたところでありますが、本町におきましても、健康意識の高い人材づくりに取り組むための事業費を今定例会に補正計上しております。

また、がん治療に伴いウィッグ、かつらのことをございますけれども、などの医療用補正具を必要とする方に対し、県の補助金に上乘せして購入費用の一部を助成するための予算を補正計上しておりますので、よろしくご審議

くださるようお願いいたします。

続きまして、農林課関係についてご報告申し上げます。

初めに、本年産米の作柄概況について申し上げます。

県内の作柄概況が東北農政局秋田県拠点から発表され、8月15日現在における水稻の作柄は、県北地域で「平年並み」と見込まれております。

6月以降、寒冷前線の停滞により気温が低く、雨が多い日照時間の少ない日が続いたほか、7月16日と22日の豪雨等により被害を受けた圃場などは生育が滞り、茎数の増加が緩慢な傾向にあるなど、地域や圃場により格差が見られました。この影響によりことしの出穂最盛期は、平年より2日おくれの8月6日となっております。

また、仙台管区气象台が8月24日に発表した東北地方1カ月予報によると、向こう1カ月の気温は平年並みと予想されております。今後の米の品質は、登熟期の天候と根の活力が大きく影響しますので、圃場の出穂時期に合わせた適切な水管理と、水田内に雑草が多い圃場では、カメ虫の発生が予想され、斑点米被害に注意する必要があることから、雑草の適期草刈りや薬剤散布等の適期防除を呼びかけております。

次に、ナカショク関係農場視察調査について申し上げます。

7月13日、14日に実施いたしました、ナカショク関係農場視察調査では、八竜地域自治会関係者19名と町民生活課、農林課の職員4名が同行し、私を含め、合計24名で視察調査いたしました。

内容としては、ナカショク関係農場の衛生管理状況の確認と、浜田地内に建設計画のある畜舎の構造と基本構造が同一の鶏舎を視察いたしました。

視察した農場は、建築年数の経過していない新しい畜舎で、衛生機能や構造にも新しい技術を導入しているため、比較的衛生的な環境で飼育されているという印象を得ました。

しかしながら、旧町の秋田ファーム進出当時を知る参加者や現在操業中の農場周辺の自治会関係者全員の不信感が払拭されたとまではいかなかったようです。

なお、視察調査後は、参加者にアンケート調査を実施し、議会全員協議会でもご報告させていただいているところであります。

今後も情報収集に努めるとともに住民と協議を重ね、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続いて、農地災害について申し上げます。

昨年10月8日に発生した豪雨災害で被災し、国庫補助事業で採択された農地10カ所、農業用施設12カ所の復旧工事が9月末をもって全て完了する見込みであります。なお、町単独事業で復旧する小規模な被災箇所については、今年度いっぱい継続して実施する予定です。

また、7月、8月の豪雨災害では、農地や水路ののり面崩落を中心に農地12カ所、農業用施設11カ所の被害を確認しておりますが、小規模な被害の報告が随時寄せられており、現在も現地調査を継続して行っております。

この災害では、県央、県南を中心に甚大な被害が発生し、現地測量及び設計業務を行う測量コンサルタントの不足が発生しているため、国庫補助事業への申請を見送り、町単独事業で迅速に復旧工事を実施する計画であります。そのため、今定例会に関連予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、松くい虫被害対策について申し上げます。

松くい虫の被害防除対策として、昨年から継続して石倉山公園内と、ことおか中央公園内の計20.9ヘクタールで薬剤散布を実施し、6月22日に防除作業を完了しております。八竜地区の海岸部については、引き続き秋季被害木調査を行い、夏枯れ木を確実に処理しながら、被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、ナラ枯れ被害について申し上げます。

昨年度、町内琴丘地区で初めてナラ枯れ被害が確認され、被害木16本のうち伐倒可能な13本について処理しております。しかし、今年度新たに八竜地区でも被害が確認されたことから、ナラ枯れ被害を防ぐため、今後は県と協議しながら、被害状況調査を行い、防除対策に努めてまいります。

次に、熊の出没について申し上げます。

ことしは例年になく熊が目撃されており、町が仕掛けた箱わなに9月7日現在、琴丘地区で5頭、山本地区で10頭の計15頭が捕獲されております。異常な熊の出没に、下岩川小、金岡小、湖北小の各小学校では夏休み前に熊の「被害防止教室」を開催し、児童に注意喚起をしております。また、豊岡と飛塚中沢の両自治会では、8月19日に合同で自発的な講習会を開催しております。

県ではツキノワグマの出没に関する警報の発令期間を10月31日まで2カ月延長しており、町でも引き続き注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

初めに、釜谷浜海水浴場について申し上げます。

ことしの海水浴期間は、7月8日土曜日の海開きから8月27日日曜日までの51日間で、期間中の来場客数は、サンドクラフトも含め8万6,128人となっております。昨年に比べると4.5%の減であり、お盆前の来場客数がふえる時期に天候不良が続いたことが影響したものと考えております。

次に、サンドクラフトについて申し上げます。

ことしは、砂像の世界大会で優勝した経験もある、砂像彫刻家の保坂俊彦さんがプロデューサーを務め、「World fairy tale～世界のおとぎ話～」を共通テーマとして作品の制作を行っております。

これまでと違って、ステージを囲むように砂像を並べたことから、物語の中を歩いているような感覚が味わえ、来場者から大変好評でありました。

メイン砂像は保坂さんが制作し、特別砂像は台湾と中国、そして高知県の

彫刻家からご協力をいただき、6基の砂像が制作されました。いずれの作品も、テーマに沿ったメルヘンチックな世界が緻密に表現されており、砂像芸術のすばらしさを感じる力作ぞろいでありました。

開催期間中は天候にも恵まれ、来場者は昨年度より多い3万7,000人に上り、大変にぎやかなイベントになりました。

次に、森岳温泉の活性化対策について申し上げます。

8月3日、第1回目の森岳温泉活性化協議会を開催し、町と地元関係者が意見交換を行っております。協議会は、この後数回開催し、活性化対策について具体的な話し合いを行う予定としております。

次に、8月30日に、株式会社あきた食彩プロデュース主催「台北試飲試食商談会」が開催され、町とJAから職員3名が参加しております。

解凍してすぐ食べられるじゅんさいに6件の個別商談があり、今までの中では一番感触がよく、今後は輸出につなげられるよう関係機関と連携してまいりたいと考えております。

次に、8月20日に開催した森岳温泉夏まつりでは、恒例の「流しじゅんさい」や保育園児・中学生に一般の方も加わった「じゅんさい音頭」、YOSAKOI踊りなどが行われたほか、メインイベントの野外コンサートでは歌手のつのだひろさんがヒット曲メリー・ジェーンなどを熱唱し、会場は大いに盛り上がりました。来場者数は、昨年より1,000人少ない1万1,000人となっております。

次に、映画「ダイヤモンドナイト」の撮影と町の制作支援について申し上げます。

俳優の山田孝之さんプロデュースの映画「ダイヤモンドナイト」のロケ地として、三種町と鹿角市が選ばれました。本町がロケ地に選ばれたのは、作品の舞台となる児童養護施設「風車の家」のロケーションが、釜谷浜の風車の風景と合致したためであり、本町では、風車の風景のほか、主人公の家、学校、役場などで撮影が行われる予定となっております。

監督は、ドラマや映画、広告CMなど幅広い分野で活躍中の藤井道人さんが担当し、主演は、ドラマ「下町ロケット」やNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」で加藤清正役を演じた若手人気俳優の阿部進之助さんが務めることとなっております。

この作品は「人間の善悪」がテーマで、父親の死の真相を探ろうとした主人公が、父の「裏の顔」があったことを知り、人間の持つ二面性に振り回されながら、自分も裏稼業に染まっていく物語で、全国の映画館で上映される予定となっております。

作品の宣伝や上映を通じて町の知名度アップが図られることや、撮影期間中の住民のボランティア活動、スタッフとの交流による地域活性化、聖地巡礼による観光振興及び経済効果など、広範なプラス効果が期待できるものと考えております。

このため、町としても本町でのロケを側面から支援することとし、今定例

会に映画制作支援事業補助金を補正計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、住宅リフォーム助成事業について申し上げます。

8月末での申請件数が136件あり、1,103万6,000円を交付決定しております。申請工事費の総額が1億9,293万4,000円で、補助額に対して約17.5倍の経済効果となっております。昨年同時期と比較しますと、件数では5件上回っておりますが、補助額で80.1%という状況となっております。

次に、町営住宅建築について申し上げます。

町営住宅建築につきましては、今年度も大町住宅、千刈田住宅それぞれ4戸の建築を予定しておりましたが、補助金交付内示額が要望額の約5割となったため、大町住宅2戸、千刈田住宅2戸で建築を進めているところであります。

次に、秋田基本射撃場周辺道路改修事業では、石倉山中野線を主として1,244メートルの舗装補修工事を行っているところであり、これら工事の完成までは利用者にご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、建設課が事務局となっております期成同盟会と協議会についてですが、主要地方道琴丘上小阿仁線整備促進協議会については8月7日に、主要地方道能代五城目線三種町道路建設促進期成同盟会と三種川河川改修促進協議会については8月29日に総会を開催しており、各総会において事業計画等を承認していただいております。

今後は、道路整備及び河川改修を促進していただくため、秋田県及び国土交通省や秋田県選出国會議員への要望活動を実施する予定であります。

続きまして、上下水道課関係についてご報告申し上げます。

初めに、生活排水処理事業についてであります。浄化槽整備事業につきましては、8月末現在、7人槽9基、5人槽5基に対する補助金の交付決定を行っているほか、問い合わせも三、四件ほどありますので、今後随時対応してまいります。

また、釜谷地区の公共下水道接続工事につきましては、7月末に浜田地区側の管布設工事2件とポンプ施設1基の発注が済んでおります。

集落内の工事につきましては、地区の要望により、この後発注する予定となっております。

次に、温泉事業についてであります。今年度から計画している施設改良工事につきましては、6月補正で予算計上しておりましたが、7月に1件、8月に2件の配湯管布設工事を発注しており、12月には完成の予定となっております。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに、平成29年度「全国学力・学習状況調査」について申し上げます。

す。

去る4月18日に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果が、8月下旬に通知されました。この調査は平成19年度から実施され、ことしで11年目となります。調査対象は小学校6年生と中学校3年生で、教科は国語及び算数・数学となっております。

今年度の結果についてですが、本町の小中学校の平均は、全国トップクラスの県平均に近い数値となっており、科目別では県平均を上回るものがあるほか、全ての科目において全国平均を上回っております。

それに伴って行われている「児童生徒アンケート」の結果についても、日常生活の態度や行動については小・中学校ともによい傾向にあり、児童生徒の規則正しく健全な生活ぶりが伺えました。

また、「新聞を読んでいますか」については、国・県に比べて非常に高い数値となっており、今年度から実施している「1学級1新聞」事業との相乗効果で、子供たちの読解力の向上などにつながってほしいと考えております。

次に、町内小学校の付近でも熊の目撃情報があることから、7月の夏休み前に下岩川小、金岡小、湖北小で能代署が猟友会と連携し、熊被害防止教室を開催し、子供たちの安全につながるように、熊の習性や特徴を紹介した後、出会った際の対処法などを学びました。

次に、7月15日から17日に、第66回秋田県中学校総合体育大会が県内各地で開催されました。

山本中学校女子バスケットボールが7年ぶり4度目の優勝、琴丘中学校ソフトボールが準優勝しました。両校とも東北大会に出場しましたが、上位進出はなりませんでした。

次に、外国語指導助手を3年間務めてくださったニコラス・メアーさんが7月27日をもって任期を終えました。これまで三種町の国際化の推進に尽力され、この功績が認められ、日本と母国アメリカとのきずなを深めてもらいたいと、総務大臣からJET絆大使に任命されました。今後もより一層活躍されることをお祈りします。

また、7月24日にアメリカ出身のルーカス・ウッドオールさん、男性、22歳が着任しました。平成28年度に東洋大学に約1年間留学経験のある方で、日本語も堪能ですので、子供たちや町民の皆様と心の触れ合いの輪を広げていただくことを期待しております。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

成人式を8月15日、山本ふるさと文化館で開催し、ことしの成人対象者169人のうち145人が出席しております。式典では、新成人を代表して実行委員長の三浦達陽さんが、成人式を開催できたことのお礼と成人としての新たな決意を述べております。

式典終了後には、秋田大学「よさとせ歌舞輝」が迫力あるステージを披露し、新成人の前途を祝福しました。

今後とも新成人の皆さんには、健康でそれぞれの目標に向かって前進していただくことを祈念する次第であります。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

第60回秋田県スポーツ推進委員研究大会が6月10日、11日に琴丘総合体育館を主会場に開催されました。

県内のスポーツ推進委員など330人余りが参加し、日本体育大学准教授の別府健至さんの記念講演のほか、研究協議会での事例発表などを通じ、活発な意見交換が行われました。

11日は実技研修としてクアオルトウォーキングやじゅんさいの摘み取りを行い、初めての体験に満足されておりました。

7月20日には、平成29年度全国大会出場選手壮行会を開催し、インターハイ出場5名、種目内訳は、相撲・陸上・卓球・ウエイトリフティング・バスケットボールに各1名、全農杯全日本卓球選手権大会ホープス・カブ・バンビの部に小学生3名、第35回全国ホープス卓球大会に小学生3名、第29回全国高校情報処理大会に1名、第64回全国高校珠算・電卓競技会に2名、全日本ジュニアユース綱引選手権大会ジュニアの部に琴丘DSステップ11名、ユースの部に三種体協少年女子9名の出場選手を激励しました。

次に、第44回東北総合体育大会ウエイトリフティング競技が、琴丘総合体育館で8月19日、20日に選手120名が参加して開催されました。

東北6県の代表選手がえひめ国体の出場権をかけて、仲間や家族からの声援を背に熱戦を展開しておりました。

以上、ご報告申し上げます。行政報告といたします。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5．産業建設常任委員長より所管事務調査について報告願います。産業建設常任委員長。

産業建設（工藤秀明）

常任委員長 産業建設常任委員会調査報告書。

本委員会が実施した所管事務調査について、調査結果を三種町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査事件。

中山間地域におけるドジョウの振興について。

2、調査の経過。

平成29年6月13日に平成28年度の三種町におけるドジョウの振興の取り組みについて担当課へのヒアリング調査を行い、平成29年7月28日の委員間での討議の後、平成29年8月22日に大館市の企業視察及び町内2グループの養殖池の現地調査を実施しました。

なお、調査の概要については報告書3の（1）及び（2）のとおりであります。



3、調査の結果、意見。

三種町の中山間地域は条件不利な農地が多く、適切な作物について検討・模索を行っているところであるが、中山間地域におけるドジョウの養殖の可能性に向けた取り組みが町と住民グループで始まり、一定の成果が見られたところでもあります。

一方、大館市でドジョウの養殖・販売を行っている企業では、品質の向上により首都圏への販路が広がっている。また、冷凍加工により季節商品を通年販売へと移行したほか、ふ化技術の開発などの量産化に取り組み、経営の安定化を図っている。

現在、国内で流通するドジョウの9割は輸入品であり、食の安全の観点からも国内産の需要は大きいものと見られる。

休耕田を活用することで、農用地の保全が図られるほか、複合経営の推進につながるものと思われることから、生産・販売体制の確立を図る上にも、今後も継続して組織の育成・拡大にさらなる農業施策の支援が必要と考えられる。

以上、報告を終わります。

議長（金子芳継）

産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります

日程第6．広報広聴常任委員長より所管事務調査について報告願います。

広報広聴常任委員長。

広報広聴（大澤和雄）

常任委員長 本委員会が実施しました所管事務調査につきまして、調査結果をご報告いたします。

調査事件及び調査の経過につきましては、あらかじめ配付しております委員会調査報告書のとおりとなっております。

3調査の結果または概要、意見につきましては、ご報告いたします。

まず、この調査・報告につきましては、6月6日に招集されました第2回臨時会におきまして、三種町議会委員会条例の一部改正案が原案可決されたことにより、広聴活動や町民と議会との懇談会が本委員会の所管事務となったため、本委員会が協議したものであることを念のために申し添えます。

（1）事実の調査になります。

①町民と議会との懇談会実施要領につきましては、2 開催時期及び時間等の（1）開催回数及び時期の規定に毎年1回開催すると明記されております。②町民と議会との懇談会に関する決議につきましては、6月6日に招集

されました第2回臨時会におきまして、平成29年も懇談会を開催することとするという決議が否決されております。

（2）事実の認定になります。

懇談会につきまして、実施要領では毎年1回開催すると規定しておりながら、臨時会では平成29年度も開催することが否決されたため、整合性がない状態にあると認めたところであります。

（3）意見になります。

本委員会としましては、実施要領の毎年1回開催するという規定を毎年1回開催することができるというふうに、開催しないことを許容できる内容に、①と②の整合性を図るのが適当であると考えております。

なお、懇談会を廃止するべきではないかという意見もございましたが、②にありますように、議会が判断を示されたのは平成29年度も開催することの否決でありまして、懇談会そのものを廃止することではありませんことから、現時点で本委員会がそこまで踏み込むのは適当ではないとの結論に至ったところでもあります。

また、今年度は懇談会を開催しないこととなりましたが、来年度以降のこの問題につきましては、来年度に予定されております町議会議員選挙によって新たに選出されました議員によりまして、懇談会の実施の是非から必要性まで議論すべきことであろうと捉え、その議論が円滑に行えますように、広報広聴常任委員会が案を発議し、議会全員協議会で決定するという体制を整えましてから引き継ぐのが適当であると考えております。

（4）課題になります。

懇談会を行わないことによりまして、町民の議会に対する声、質問や意見、要望といったものを聴くという広聴機能の低下が懸念されますことから、町民の声を議会だより等で公募する広聴制度を創設することについて、本委員会の今後の検討課題とし、調査・研究を重ねていきたいと考えているところでもあります。

以上で、広報広聴常任委員会調査報告を終わります。

議長（金子芳継）

広報広聴常任委員長の報告を終わります。

なお、本調査報告については、既に報告・質疑済みであることから、質疑を省略します。

以上で、広報広聴常任委員会委員長報告を終了します。

日程第7．請願・陳情等、常任委員会付託の件を議題といたします。

今期定例会までに受理し、常任委員会に付託する請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりであります。

なお、朗読は省略します。

お諮りいたします。議会運営委員会において、陳情第6号から陳情第8号までの3件は、いずれも総務常任委員会に付託し協議することにしておりますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号から陳情第8号までの3件は総務常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第8. 報告第6号から議案第80号までの件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町議長 ( 三浦正隆 )

それでは、提出議案につきましてご説明申し上げます。

今期定例会の提出議案は、専決処分の報告2件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分の承認を求める案件1件、条例の一部改正議案2件、財産の購入契約議案1件、平成28年度三種町一般会計及び各特別会計等歳入歳出決算の認定に関する議案11件、平成29年度一般会計及び各特別会計等の予算の補正に関する議案10件、合わせて28件でございます。

初めに、報告第6号及び報告第7号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について専決処分をし、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

まず、報告第6号については、去る6月25日、森岳字木戸沢地内の町道において発生した消防車両の接触事故により相手方車両に損害を与えたものであります。また、報告第7号については、7月8日、大口字上の沢地内の町道において、側溝ぶたの破損により相手側車両に損害を与えたもので、それぞれの事案につき、その被害の状況に応じて損害賠償額を定め、和解したものでございます。

次に、報告第8号は、平成28年度決算における実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会に報告するものでございます。

財政の健全化判断比率の状況につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、前年に引き続き良好な状態であります。

また、実質公債費比率は8.7%、将来負担比率は13.4%であり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

実質公債費比率においては、公債費償還のピークが過ぎたことなどにより、前年度より1.0ポイント改善しております。

次に、公営企業会計における資金不足額、資金不足比率であります。全ての公営企業会計で資金不足が発生しておらず、良好な状態となっておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきましては、7月16日・23日発生の豪雨災害により被災した農地農業用施設及び林業用施設の災害復旧に要する経費等を専決処分したものであり、地方自治法の

規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、床上・床下浸水で被害を受けました14世帯への災害罹災者見舞金85万円のほか、水路・林道等災害復旧重機等借上料500万円、農地農業用施設災害復旧工事費100万円など緊急を要するものとなっております。なお、豪雨災害に関連する災害復旧工事費関係経費を9月補正予算案に計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、議案第57号、三種町介護保険条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、罰則に関する規定中の字句の改正を行うものであります。

また、議案第58号、三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部改正については、基準となる介護保険法施行規則の改正に伴い、配置する主任介護支援専門員の定義及び附則の経過措置の規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第59号、財産の購入については、庁内のパソコンのセキュリティ強化のためインターネット接続を分離したことに伴い、インターネット用専用端末、周辺機器、プリンタを購入するものであります。

契約の相手方は、能代市の秋田ゼロックス株式会社能代営業所、所長小山内清英氏で、契約金額575万6,400円、納入期限11月15日とする購入契約を締結するため、地方自治法及び関係条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第60号から議案第70号までは、平成28年度一般会計及び各特別会計等に関する決算認定についての議案であります。各会計における決算状況の説明につきましては、この後、会計管理者及び上下水道課長から説明させますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第71号から議案第80号までは、平成29年度一般会計及び各特別会計等の補正予算に関する議案であります。

議案第71号、一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,030万9,000円を追加し、予算総額を104億5,513万5,000円とするものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

総務費の財産管理費におきましては、地籍更正箇所等の増加により登記業務委託費149万6,000円を計上したほか、企画振興費では、クアオルト実践指導者育成のため研修旅費等を減額し、クアオルト実践指導者講習会委託業務費108万円を追加する歳出予算の組み替えを計上しております。

自治振興費では、3自治会からの新規要望に基づき、集会所等施設整備費補助金405万5,000円を追加計上しております。

民生費の老人福祉費におきましては、外出支援サービス事業の車両不足解消のため、車両購入費381万7,000円を計上しております。

衛生費の保健衛生総務費におきましては、町の健康づくり体制をさらに強

化するため、健康づくり人材育成事業費97万8,000円を計上したほか、水道費では、山本地域の2水道組合からの新規要望に基づき、水道未普及地域水道施設整備費補助金93万1,000円を計上しております。

農林水産業費の農業振興費におきましては、新規就農者経営開始支援事業補助金42万2,000円を増額したほか、農業経営発展加速化支援事業補助金323万2,000円、ミドル就農者経営確立支援事業補助金150万円を新規計上しております。

また、農地費におきましては、大雨による住宅浸水被害防止対策のため、寺後地区集落排水路測量設計業務420万円を計上したほか、農業集落排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金686万4,000円を減額計上し、林業総務費では、鳥獣被害対策実施隊報酬200万円を追加計上しております。

商工費の観光費におきましては、俳優の山田孝之さんプロデュースの映画「ディアンドナイト」が三種町をロケ地として制作されることに伴い、映画制作支援事業補助金550万円を新規計上しております。

土木費の公共下水道費におきましては、下水道事業特別会計繰出金1,010万3,000円を減額計上しております。

消防費の非常備消防費におきましては、消防団の分団再編に伴う新分団旗購入費90万9,000円を計上しております。

教育費の小学校管理費におきましては、一般修繕として、金岡小学校プール修繕費、浜口小学校体育館トイレ修繕費など総額で60万7,000円を計上したほか、小学校無線LAN設置工事1,324万6,000円、下岩川小学校駐車場舗装補修工事299万2,000円を追加計上しております。

また、中学校管理費では、八竜中学校の駐車場舗装工事など総額196万6,000円を計上したほか、備品購入費では、ICT環境機器タブレット端末購入費155万9,000円を追加計上しております。

災害復旧費では、7月16日・23日発生の豪雨災害により被災した農地農業用施設災害復旧工事費500万円を追加計上しております。

基金費では、前年度決算実質収支額の2分の1相当額1億3,595万9,000円を財政調整基金へ積み立てる予算計上となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金につきましては、交付額の確定により91万2,000円を増額計上しております。

地方交付税におきましては、普通地方交付税の交付額確定により3億5,706万3,000円を計上しております。今年度の交付額は、前年度と比較しますと約3.7%、1億9,035万9,000円減の48億8,106万3,000円となっております。

国庫支出金の総務費国庫補助金におきましては、無線システム普及支援事業費874万4,000円を計上しております。

県支出金の衛生費県補助金におきましては、新規事業として健康づくり人材育成交付金70万円を計上したほか、地域自殺対策強化事業費110万円を追加計上しております。

また、農林水産業費県補助金では、ミドル就農者経営確立支援事業費120万円、新規就農者経営開始支援事業費22万6,000円、農業経営発展加速化支援事業費277万1,000円を追加計上しております。

繰入金の特別会計繰入金におきましては、介護保険事業勘定特別会計及び介護サービス事業勘定特別会計から、前年度の事業費・事務費の精算により一般会計へ繰り入れする予算計上となっております。

また、基金繰入金におきましては、9月補正予算の収支調整により4億1,871万3,000円を減額計上しております。

繰越金につきましては、前年度決算実質収支額の補正計上となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債を発行可能額の確定により300万円の減額を計上したほか、防災行政無線統合化事業債など事業費の見込額及び地方債の一次申請による確定により、それぞれ増減計上しております。

次に、議案第72号から議案第80号までは各特別会計等の補正予算であります。今回の補正は基本的に前年度繰越額の確定による歳入予算の計上を行い、追加経費等を除いた剰余分については、予備費等へ計上する補正内容となっております。

初めに、議案第72号、平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、予算総額を27億6,561万6,000円とするものであります。

歳入におきましては、療養給付費交付金の退職者医療交付金35万2,000円を計上したほか、前年度決算実質収支額121万7,000円を計上しております。

歳出におきましては、諸支出金の過年度療養給付費等負担金返還金21万9,000円を計上したほか、予備費を135万円増額計上しております。

次に、議案第73号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ80万3,000円を追加し、予算総額を1億7,661万4,000円とするものであります。

歳入において、前年度決算実質収支額80万3,000円を計上し、歳出においては、同額を予備費計上しております。

議案第74号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、予算総額を7億7,097万5,000円とするものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金1,010万3,000円を減額計上し、前年度決算実質収支額1,260万3,000円の増額計上となっております。

歳出におきましては、予備費を250万円増額計上しております。

議案第75号、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算総額を1億8,747万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金686万4,000円を減額計上し、前年度決算実質収支額856万4,000円の増額計上となっております。

歳出におきましては、予備費を170万円増額計上しております。

次に、議案第76号、平成29年度介護保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,470万円を追加し、予算総額を28億8,226万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、介護給付費国庫負担金141万5,000円の増額と、同県負担金を同額減額する組み替え計上のほか、介護サービス事業勘定特別会計繰入金を計上し、前年度決算実質収支額7,439万1,000円の増額計上となっております。

歳出におきましては、保険給付費において、施設介護サービス給付費と介護予防サービス給付費を見込みにより組み替え計上したほか、基金積立金2,219万9,000円を計上しております。また、諸支出金では、過年度介護給付費負担金等返還金2,846万1,000円を計上したほか、一般会計繰出金166万円を計上し、予備費を2,238万円増額計上しております。

次に、議案第77号、平成29年度介護サービス事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ231万円を追加し、予算総額を1,306万円とするものであります。

歳入では、前年度決算実質収支額231万円を計上し、歳出では一般会計及び介護保険事業勘定特別会計への繰出金を計上したほか、予備費を122万4,000円増額計上しております。

次に、議案第78号、平成29年度衛生処理事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、予算総額を2,409万7,000円とするものであります。

歳入において、前年度決算実質収支額93万2,000円を計上し、歳出においては、同額を予備費計上としております。

次に、議案第79号、平成29年度温泉事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ235万5,000円を追加し、予算総額を8,469万6,000円とするものであります。

歳入において、前年度決算実質収支額235万5,000円を計上し、歳出においては、同額を予備費計上としております。

最後に、議案第80号、平成29年度水道事業会計補正予算は、収益的支出の原水及び浄水費におきまして、浜口1号取水井洗浄業務費50万円を計上したほか、修繕費300万円を増額計上しております。また、総係費では、水道技術管理者資格取得講習会旅費及び負担金総額74万8,000円

を追加計上する補正内容となっております。

以上が今期定例会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

次に、会計管理者から決算状況の説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（櫻庭一則）

それでは、私から平成28年度の三種町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

あらかじめ皆様に配付しております資料1-1、平成28年度一般会計・各特別会計決算附属表をご用意いたします。

初めに、2ページをお開きください。

一般会計の決算状況でございますが、平成24年度以降の年度別決算の状況을載せております。平成28年度一般会計決算につきましては、右端の欄をごらんください。

歳入総額が115億7,621万4,575円、歳出総額が112億1,672万3,860円となり、差し引きをしました形式的な収支は3億5,949万715円で、この額から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額8,756万9,000円を差し引きしました実質収支額は2億7,192万1,715円となっております。

次に、下の3ページをごらんください。

一般会計の歳入歳出款別執行状況でございます。歳入であります、歳入決算額は対前年度比101.0%となっております。

款別の歳入総額に占める割合が最も高いのが11款地方交付税の54億4,325万6,000円で、歳入総額に占める割合は47.0%となっております。次に高い割合を占めておりますのが1款町税の14億183万3,000円で、割合としまして12.1%、次いで22款町債の10.2%、16款県支出金の8.8%となっております。

次に、歳出でございますが、歳出決算額は、対前年度比100.4%となっております。

款別の歳出総額に占める割合が最も高いのが3款民生費の29億4,726万9,000円で、歳出総額に占める割合は26.3%となっております。次に高い割合を占めているのが2款総務費の15億7,889万円で14.1%、次いで12款公債費の10.4%、10款教育費の10.2%となっております。

めくっていただきまして、4ページには平成24年度以降の町税1人当たりの額を、また、5ページの上の段には、平成24年度以降の町税の収納状況を、下の段には、平成24年度以降の地方交付税の収納状況を載せております。いずれも説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして、6ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の国民健康保険事業勘定特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が26億3,784万4,780円、歳出総額が26億2,773万4,240円となり、差し引きをしました実質収支額は1,011万540円でございます。

続いて、下の段の国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比94.3%で1億6,025万5,032円の減となっております。歳出決算額につきましては、対前年度比95.8%で1億1,406万443円の減となっております。

7ページの上の段には平成24年度以降の国民健康保険税の推移を、下の段には国民健康保険税の収納状況を、めくっていただきまして8ページには療養給付費等の支払状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

次に、9ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の後期高齢者医療特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が1億7,347万5,393円、歳出総額が1億7,267万606円となり、差し引きをしました実質収支額は80万4,787円でございます。

続いて、下の段の後期高齢者医療特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比102.7%で463万8,698円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比102.6%で431万5,096円の増となっております。

めくっていただきまして、10ページには、後期高齢者医療保険料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、こちらもご参照いただきたいと思います。

次に、11ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の公共下水道事業特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が6億4,433万3,935円、歳出総額が6億3,165万8,044円となりまして、差し引きしました形式収支は1,267万5,891円です。この額から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額7万1,000円を差し引きしました実質収支額は1,260万4,891円でございます。

続いて、下の段の公共下水道事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比101.5%で922万5,695円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比101.8%で1,118万5,579円の増となっております。

めくっていただきまして、12ページには下水道使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照いただければと思います。

次に、13ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の農業集落排水事業特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が1億7,398万2,689円、歳出総額が1億6,541万6,937円となりまして、差し引きをしました実質収支額は856万5,752円でございます。

続いて、下の段の農業集落排水事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比106.2%で1,021万655円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比102.6%で414万7,582円の増となっております。

めくっていただきまして、14ページには農業集落排水使用料の収納状況を載せております。これもまた説明は省略させていただきます。ご参照ください。

次に、15ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の介護保険事業勘定特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が27億2,476万2,524円、歳出総額が26億5,036万9,710円となり、差し引きしました実質収支額は7,439万2,814円でございます。

なお、制度改正に伴い、介護サービス事業勘定特別会計で実施していた介護予防事業につきましては、介護保険事業勘定特別会計で実施することになりました。

続いて、下の段の介護保険事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比99.3%で1,956万521円の減、歳出決算額につきましては、対前年度比99.0%で2,711万4,888円の減となっております。

めくっていただきまして、16ページには介護保険料の収納状況を、17ページには平成28年度介護保険事業の状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照ください。

めくっていただきまして、18ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の介護サービス事業勘定特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、介護保険事業勘定特別会計でもご説明いたしましたが、制度改正に伴い、介護サービス事業勘定特別会計で実施していましたが、介護予防事業につきましては、介護保険事業勘定特別会計で実施する必要があるため、関係予算は移動しております。

改めて、決算については、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が1,358万761円、歳出総額が1,126万9,679円となり、差し引きをしました実質収支額は231万1,082円でございます。

下の段の介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比45.4%、1,636万3,681円の減、歳出決算額につきましては、対前年度比41.9%、1,580万3,142円の減となっております。

次に、19ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の衛生処理事業特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が2,021万1,967円、歳出総額が1,927万8,947円となりまして、差し引きをしました実質収支額は93万3,020円でございます。

続いて、下の段の衛生処理事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比69.7%で877万8,304円の減でございます。歳出決算額につきましては、対前年度比81.5%で437万9,349円の減となっております。

めくっていただきまして、20ページをごらんください。

上の段には、平成24年度以降の温泉事業特別会計の状況を載せております。平成28年度決算につきましては、右から2列目の欄をごらんください。

歳入総額が4,907万3,865円、歳出総額が1,740万985円となりまして、差し引きをしました形式収支は3,167万2,880円、この額から翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額2,931万6,000円を差し引きしました実質収支額は235万6,880円でございます。

続いて、下の段の温泉事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比206.3%で2,528万1,396円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比82.2%で377

万159円の減となっております。

21ページには、温泉使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、あわせてご参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして、22ページをごらんください。

国民健康保険診療施設勘定特別会計でございますが、平成28年度において特段執行はございませんでした。

また、23ページには、引き上げ分の地方消費税収の市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を、また、めくっていただきまして、24ページには、入湯税の使途に関する説明書を、最後のページには参考として、年度別単年度収支額調書を載せております。ご参照ください。

最後に、1ページにお戻りください。

平成28年度各会計決算の総括表ということで、一般会計及び各特別会計全部の総括を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計を除く、平成28年度の三種町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

以上で、会計管理者からの決算状況の説明を終わります。

次に、上下水道課長から決算状況の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（近藤吉弘）

それでは、私から平成28年度三種町水道事業会計決算についてご説明いたします。

資料3、平成28年度三種町各会計歳入歳出決算書をご準備いただきたいと思います。

364ページからになりますが、決算書をご準備お願いします。

ご説明の前に、大変申しわけありませんが訂正をお願いいたします。

368ページの中段の「7. 剰余金」の（1）資本剰余金のイの部分と（2）利益剰余金のイからニの部分の文字の配置がずれております。

372ページにつきましても、同じ部分の配置がずれております。また剰余金の番号が「8」になっておりますが、「7. 剰余金」となりますので、よろしく願いいたします。

それでは364ページをごらんください。

（1）収益的収入及び支出であります。収入では、第1款水道事業収益が、予算額4億2,711万3,000円に対し、決算額が4億2,726万7,403円で、予算額に比べ15万4,403円の増となっております。

内訳としましては、第1項営業収益が2億4,607万1,316円、第2項営業外収益が1億5,126万3,824円、第3項特別利益が2,993万2,263円となっております。

次に、支出であります。第1款水道事業費用が、予算額3億759万

1,000円に対し、決算額が3億68万7,324円で、690万3,676円が不用額となっております。

内訳としましては、第1項営業費用が2億4,403万6,298円、第2項営業外費用が5,665万1,026円となっております。

めくっていただきまして、365ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出であります。収入では第1款資本的収入が、予算額1億87万1,000円に対し、決算額が1億87万36円で、予算額に比べ964円の減となっております。内訳は出資金となります。

次に、支出であります。第1款資本的支出が、予算額2億1,601万3,000円に対し、決算額が2億1,601万1,748円で、1,252円が不用額となっております。

内訳としましては、第1項建設改良費が3,261万1,680円、第2項企業債償還金が1億8,340万68円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,514万1,712円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241万5,680円と当年度分損益勘定留保資金1億1,272万6,032円で補填しております。

次に、369ページをごらんください。

平成28年度三種町水道事業損益計算書であります。

損益計算書は、消費税抜きの金額であらわしております。

営業利益につきましては、1、営業収益が2億2,906万9,446円、2、営業費用が2億3,838万2,494円となり、差し引き931万3,048円の損失となっております。

経常利益につきましては、3、営業外収益が1億5,126万3,824円、4、営業外費用が4,756万8,060円で、差し引き1億369万5,764円となり、この額に営業利益を加えた額9,438万2,716円が利益となっております。これに5、特別利益の2,993万2,263円を加えた額1億2,431万4,979円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余1億9,726万1,418円を加えた額3億2,157万6,397円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

次に、370ページをごらんください。

平成28年度三種町水道事業貸借対照表であります。資産の部では、1、固定資産が、有形固定資産、無形固定資産及び投資の合計で31億6,667万7,728円、2、流動資産が、現金預金及び未収金の合計で1億7,142万7,652円となり、資産合計は33億3,810万5,380円となっております。

次に、371ページをごらんください。

負債の部であります。3、固定負債が、企業債11億4,033万162円、4、流動負債が、企業債、未払金、引当金及びその他流動負債の合計2億2,616万1,750円です。

次の372ページをお願いします。

5、繰延収益の合計が、長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせ11億5,778万9,147円となり、負債合計は25億2,428万1,059円となっております。

次に、資本の部であります。6、資本金が4億4,200万1,860円、7、剰余金が、資本剰余金及び利益剰余金の合計で3億7,182万2,461円となり、資本合計は8億1,382万4,321円となっております。

負債及び資本を合わせた負債資本合計は、33億3,810万5,380円となっております。

次の373ページに剰余金計算書及び剰余金処分計算書を、374ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、説明は省略しますが、ご参照いただきたいと思います。

以上で、平成28年度三種町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 (金子芳継)

以上で、上下水道課長からの決算状況の説明を終わります。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員 (門間芳継)

お手元の配布資料1及び15によりご報告いたします。

まず、資料1です。

平成28年度財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見についてご報告いたします。

1ページ、3「平成28年度三種町財政健全化判断比率に関する審査」の結果であります。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところであります。

実質赤字比率は、普通会計の各会計とも実質収支は黒字であるため、前年度に引き続き良好な状態にあります。

連結実質赤字比率についても、公営企業会計等も含め黒字であるため、前年度に引き続き良好な状態にあります。

2ページになります。

実質公債費比率は8.7%と、対前年度比で1.0%の減に改善されております。

将来負担比率につきましては、13.4%で前年度からの増減はありませんが、引き続き良好な状態にあります。

3ページ、3「平成28年度三種町資金不足比率に関する審査」の結果であります。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところであります。

4ページです。

審査結果の総括をさせていただきます。

健全化判断比率は、近年は健全化基準を相当程度下回って推移しておりますが、今後は合併算定替終了に伴い、標準財政規模が縮小していくことに最大の関心を置き、また、これまで以上に健全化判断比率の動向に留意し、行財政改革推進計画や公共施設管理計画等の着実な推進と進捗管理により、財政の健全化に努めていただきたいと思います。

資金不足比率は、全ての会計において資金の不足額はなかったことが認められますが、今後も独立採算の原則に照らした経営計画により、健全で効率的な事業運営になお一層の努力を望みたいと思います。

次に、資料15をお願いいたします。

「平成28年度三種町一般会計・特別会計決算審査及び基金の運用状況審査意見について」ご報告いたします。

1ページです。

第2「平成28年度三種町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査」の結果であります。

審査に付されました平成28年度三種町一般会計及び9あります特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容及び計数は、関係諸帳簿その他証書類と符合し誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めたところであります。

2ページの総括についてであります。

まず、決算規模ですが、一般会計は、予算現額115億7,555万3,000円に対し、歳入額は115億7,621万4,000円で、歳出額は112億1,672万4,000円であります。歳入歳出差引額は3億5,949万円となっております。

また、特別会計は、予算現額64億5,337万2,000円に対し、歳入額64億3,726万6,000円で、歳出額は62億9,579万9,000円であります。歳入歳出差引額は1億4,146万7,000円となっております。

なお、一般会計及び特別会計のトータルを前年度と比較しますと、歳入では1.6%の減、歳出においても1.8%の減で、差引増減では6.0%の増となっております。

次に、決算収支であります。

一般会計及び特別会計の歳入歳出差引額の合計額は5億95万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、一般会計で8,756万9,000円、公共下水道事業特別会計で7万1,000円、温泉事業特別会計で2,931万6,000円含まれており、これらを差し引いた3億8,400万

1,000円が実質収支額となっております。この実質収支額は、前年度と比較しますと9.2%の減となっております。

次に、予算の執行状況であります。

歳入決算額は、予算現額に対し99.9%の収入率となっております。歳出決算額は、予算現額に対し97.1%の執行率で、不用額は2億6,307万7,000円となっております。

3ページ、財政構造であります。

歳入の構成は、自主財源が22.4%で、依存財源が77.6%となっており、自主財源の割合は、前年度と比較しますと1.6%の増となっております。

4ページ、歳出の構成であります。

資料は前年度と比較しております。人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が1.8%増加し、投資的経費についても30.1%増加しております。

5ページ、(5)の町債の状況であります。

一般会計及び特別会計を合わせまして、平成28年度末の現在高は、179億3,182万8,000円となっております。これは、前年度末と比較しますと3億7,980万6,000円減少しております。

6ページになります。

債務負担行為の状況であります。

翌年度以降に支出が予定されている額は、1億9,289万7,000円となっております。これは、前年度と比較しますと21.8%の減となっております。

次に、7ページの一般会計についてであります。

一般会計の決算額は、歳入が115億7,621万4,000円で、歳出が112億1,672万4,000円、歳入歳出差引額は3億5,949万円となっております。この差引額には、翌年度へ繰り越すべき財源8,756万9,000円が含まれておりまして、これを差し引いた2億7,192万1,000円が実質収支額となります。

歳入の状況ですが、町税については、調定額15億8,437万7,000円に対し、収入済額は14億183万2,000円となっております。収入率は88.5%となっております。前年度比では0.3%の増加となっております。不納欠損額は前年度より475万3,000円減少し、1,879万3,000円となっております。調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた収入未済額は1億6,375万1,000円で、前年度と比較しますと248万6,000円増加しております。

8ページです。

歳出の状況であります。

予算の執行率は96.9%で、不用額は1億4,919万2,000円となっており、前年度と比較しますと1,468万6,000円増加しております。



次に、9ページの特別会計についてであります。

特別会計は9つですが、国民健康保険診療施設勘定特別会計は、歳入歳出とも予算執行はなかったことから、8つの特別会計の収入済額の計は64億3,726万6,000円で、支出済額の計では62億9,579万9,000円、差引額は1億4,146万7,000円となっております。

全ての特別会計には、一般会計より11億962万8,000円が繰り入れられております。

なお、各特別会計の説明については、省略させていただきます。

次に13ページをお開きください。

「平成28年度の基金の運用状況に関する審査」の結果であります。

審査に付されました平成28年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿等と符合し、誤りがなく、基金の運用状況はおおむね適正であると認めたとところであります。

14ページ、基金の運用状況であります。

資料は、12の基金55億919万6,067円の運用状況を示しております。

15ページ、審査の対象とした基金の運用状況であります。

3つの基金のうち、(3)の奨学資金貸付基金については、当該年度末の未償還額が983万3,000円となっている現状でありまして、奨学資金の趣旨の認識の徹底など、適切な対応が望まれます。

16ページ、審査結果の総括をさせていただきます。

歳入については、自主財源である税等の割合は22.4%で、地方交付税等の財源に大きく依存している状況下にあります。また、一般会計、特別会計及び運用基金を合わせた収入未済額は3億3,375万6,390円で、不納欠損額は3,126万7,586円であり、いずれも前年度と比較しますと収入未済額で951万9,467円、不納欠損額では638万8,129円減少しておりますが、個別の収入科目においては増加も見られます。

自主財源の確保は、行政機能の充実による実効性のある各種施策の展開を助長するものであることから、収納対策におけるこれまでの対応の検証を行い、住民負担の公平からも、収入未済額等の縮減に向けた取り組みの強化に努めていただきたいと思います。

歳出については、従来の事務事業に対する意識からの脱却と抑制に向けた、新たな視点による見直しと改革の推進を期待するものであります。

町民本位の質の高い行政サービスの提供と、資源を生かした地域振興をより強力に前進するために、中長期的に健全な財政運営を維持し、安定した行政運営を望むものであります。

最後に、「平成28年度三種町公営企業会計決算審査意見について」ご報告いたします。

1ページになります。

第2「平成28年度三種町公営企業会計決算に関する審査」の結果であり

ます。

審査に付されました平成28年度三種町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容及び計数は、関係証書類と符合し、誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めたとところであります。

2ページ、収益的収入及び支出の状況ですが、収入額4億2,726万7,000円、支出額3億68万7,000円、差引額1億2,658万円の黒字となっております。

収入のうち、営業収益の給水収益、水道料金であります。調定額2億4,473万5,000円に対し、収入済額2億3,669万円の収入未済額804万5,000円で、収入率は96.7%となっております。

支出につきましては、予算現額3億750万9,000円に対し、支出額3億68万7,000円で、執行率は97.8%となっております。

3ページ、資本的収入及び支出の状況であります。

収入額1億87万1,000円、支出額2億1,601万1,000円、差引額1億1,514万円の不足となっておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金により補填されております。

収入は、全額が一般会計からの出資金であります。

支出につきましては、予算現額2億1,601万3,000円に対し、支出額2億1,601万1,000円で、執行率は99.9%となっております。

4ページ、審査結果の総括をさせていただきます。

水道料金の収納率が96.7%と前年度に比して1.5ポイント低下しており、未納者に対し適切な納付指導を行うなど、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

水道は、町民の日常生活や様々な事業活動に欠かせない重要なライフラインであることから、災害時の危機管理対策に万全を期するとともに、より効率的な事業経営に努め、安全性と信頼性の高い社会インフラとなるよう望むものであります。

以上で、私からの決算審査等に関するご報告を終わります。

議長（金子芳継）

代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

以上で、議案説明及び決算状況の説明並びに決算審査の報告を終了します。

なお、報告第6号から議案第80号までは、9月22日に質疑、討論及び採決を行います。

日程第9.平成28年度各会計決算議案の委員会付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会において、議案第60号から議案第7

0号までの審議については、お手元に配付しております決算議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託し、連合審査会において再度審議することとしておりますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。

よって、平成28年度一般会計並びに各特別会計等決算議案については、各常任委員会へ付託し、連合審査会において再度審議することに決しました。

1時まで休憩します。

午後 0時03分 休憩

-----  
午後 0時59分 再開

議長 ( 金子芳継 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10. 一般質問を行います。

順次、発言を許します。3番、安藤賢藏議員。3番。

3番 ( 安藤賢藏 )

私から通告してあります農業関係の質問について、先日JAの米の概算金が17年産あきたこまち1等1万2,300円、実質的に前払金はおおむね1俵1万1,800円程度ということの発表がありました。

全国的な転作拡大で米の需給バランスが改善し、来年度からは国による生産調整が見直されるため、今後の我が三種町の水田農業についての展望を当局にお聞きしたい。

農林水産省では、輸出用の米を安定的につくる産地を戦略的輸出基地と認定して公募を始めております。16年度米の輸出実績2万4,000トンから10万トンに引き上げる目標でございます。ぜひ2万円を助成する交付金を、本町も応募に手を挙げて活用していただきたい。

減反廃止後の主要作物である本町の水稲の作付は非常に不安定で、今後経営的に可能なのか。また、若い農家志望者が増加傾向の中で、じゅんさいやメロンに加えての作物は何なのかをお示しいただきたい。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ( 金子芳継 )

3番、安藤賢藏議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 ( 三浦正隆 )

3番、安藤賢藏議員のご質問にお答えします。

議員ご承知のように、米の生産調整は、これまで国が生産数量目標を各県

に配分し、県は市町村に、市町村はJA等集荷業者に配分する仕組みでございました。平成30年産米からは行政による配分が廃止され、農家やJA等がみずからの販売状況や経営戦略に基づき生産量を決定する方式にかわりま

す。秋田県農業再生協議会では、数量配分にかわりまして、当面の間、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた県全体の「生産の目安」を算定し、公表する予定となっております。

三種町農業再生協議会では、来る9月15日に臨時総会を開催し、町が町水田台帳面積・町平年単収・県水稻作付率から町段階の「生産の目安」を算定し、生産調整方針を策定するJAなど、生産出荷団体に提示する予定でございます。

次に、生産調整の方針作成者は、町段階の「生産の目安」・方針作成者ごとの関係生産者水田台帳面積、そして方針作成者の販売計画から非主食用米数量を考慮した上で、方針作成者段階の「生産の目安」を算定し、三種町一律で生産者に提示することになります。

このように、町では主食用米の生産が過剰にならないように、転作面積が減じることがないように、11月末の県の目安の公表後に集落座談会を開催し、農家への制度の周知と協力を強く働きかけたいと考えてございます。

いずれにしましても、米価の安定には、本町のみならず全県的にも全国的にも生産の目安の達成が必須条件となります。その意味では不安は拭い切れませんが、農家が平成26年産米のあの下落を体験していることから、稲作農家のモラルを信じる以外にないと考えております。

また、国の10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金は29年度限りで廃止されますが、新規に転作を前年より拡大した場合、10アール当たり1万円を都道府県に配分するなど、新たな助成制度についても検討中との情報も入ってきております。

したがって、産地交付金等の見直しにより、来年度以降も本町の水稲の作付は経営的に可能であると認識しております。

次に、若い農家志望者が増加傾向にある中で、どのような作物がふえるかのご質問でございますけれども、若い農業者が取り組む経営作物を国の農業次世代人材投資事業の対象者で見ますと、13経営体のうちミニトマトが5経営体、ネギが4経営体、キャベツと里芋がそれぞれ2経営体と、本町の特徴的な営農類型であります水稲と野菜による複合経営が多くなってございます。

ミニトマトとネギに関しましては、町の振興作物として普及拡大を図っている作物であり、若い農業者に特に人気のある作目となっております。

現在、本町では町の農業研修者受入支援事業による先輩農家からの技術指導と県の新規就農者経営開始支援事業による機械・施設導入の協調助成で、早期の経営確立を支援しているところでございます。

議長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。

3番、安藤賢藏議員の再質問を許します。3番。

3番 ( 安藤賢藏 )

生産調整がなくなると今町長おっしゃるように再生協でこのかじ取りをしていかざるを得ないという核となるのがJAです。民間団体であるJAがやるのは、これは予測できます。ただ、再生協というのは町の予算でやっているから、行政に組み込まれていると私は認識していたんです。全国農業新聞で見ると、やはりどの市町村も再生協でやるというニュアンスの書き方をしていますが、どうもその辺はあやふやだと思います。

新食糧法が施行されて以来、それは米の需給バランスをとるためには、いわゆる転作をずっと45%ぐらいまで昨年、ことしあたり来ていますが、それをされている人の中で、言葉がちょっと選べませんが、守らないというか指導に従わないという方がかなりの数でいました。現在もいるという中で、そういう方に限って面積が大きいわけです。一人として十何ヘクタール持っているわけですよ。1ヘクタール2ヘクタールの人が、10人分ぐらいの面積を持っている方とお会いすると、いや、新食糧法で植える自由が保障されて担保されているんだから、私たちは植えますよということを堂々とおっしゃる方はいるんです、本町には少ないと思いますけれども。この需給バランスは全国的な傾向で決まるわけですから守っていただきたいと言っても、過去にも守らなかったし、今後も我が家の経済のためには守れないというお話をされる。我々が理想としているようなものとは現実違っていくという危惧を持っているわけです。それは強制力はないわけですから。行政ではかかわれないわけですから。警察も呼べないしということになると、今町長が答弁なさった内容とは、来年度以降かわる可能性は十分あるという危機感をちょっと持っています。

それから、ネギとかミニトマトとか、そういうことをやる、あるいはタマネギとか大豆を現在植えられていて、これからも面積をふやそうと、転作が終わってもやりますよという人がいます。これは全国に一斉に、みんなネギ、ミニトマト、そういう機械化がかなり進んでいる作目に集中していくわけです。先日トマトの収穫期ですか、テレビで見ましたけれども、かなり進んでいるわけですよ。そうすると人件費のかからない、大量にやれる、そういう作目というのは、何年もしないうちに価格的に国際競争もあるわけだから、非常にこれも不安定だと。否定したくはないけれども不安定だと。町長がおっしゃるように楽観的なことではないなという、心配なことだと私は認識していますが、そこに町長の答弁と私の不安とのギャップがちょっとあります。全国一斉にやるわけですから、当然あったかい地方が有利ですよ、冬場も暖房費もかかりづらい。この議論は、非常に今後の三種町の農業と捉えると大事なことだと思うので、町長のお考えをもう少し深掘りして、失礼ですけども、もうちょっと農業者の立場で危機感を持って質問していますので、課長でも結構ですから、再質問します。

議長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 眞川信一 )

お答えします。

前段の質問になるかと思いますが、県内の農家が転作に関して未達になるか達成するか非常に不安を持っていると。これは全く正直な話だと思います。9月9日の日本農業新聞の論説にも書いていましたけれども、これは全国的にも全く同じでして、町が守ってもほかの町村が守らなければペアになる。県が守ってもほかの都道府県が守らなければ、これまただめになる。特に米どころの新潟県、それから千葉県と茨城県ですか、これは昨年未達になっております。ですから、47都道府県があるわけですが、これらが全て未認定麦で転作をするのであれば、これはまず大丈夫と言い切れると思いますけれども、そうではない県がある。特に米どころの新潟県あたりでは、全国から不信感を買っているところがございます。国でも県別に、特にその3県に関しては強く転作を働きかけている状況でございます。

それと、2番目の質問になりますが、まず今回たまたまミニトマトが若い農家でやっているということになりますけれども、実際は我が町の基本は稲作形態であれば水稲プラス大豆であります。大豆がやっぱり一番面積を占めております。ですから、これが我が町の基本の姿勢かと思っておりますけれども、質問の段階で、そういう若者が何に取り組んでいるかということでミニトマトをまず挙げたわけですが、先ほど全国的にも冬場になれば東北地方は絶対不利をこうむると。これは当たり前の話でして、47という都道府県全部が同じ作目をやるのではなくて、その点その点に合った作目を選ぶ。それを県の戦略作目とする。トマトに関しましてはハウスが主ですので、出荷時期が調整できるわけです。そこら辺でも価格の下落を防ぐことができるのではないかと考えております。

答えになったかどうかわかりませんが、いずれにしろ町長も先ほど申し上げましたけれども、農家のモラルだけに頼って果たして来年大丈夫なものかどうか。もしそれが崩れたらどうなるんだと。正直な農家の方が損をするということのないように、とりあえず町では町の分を100%こなす。それをまず念頭に置いているところがございます。

以上です。

議長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 安藤賢藏 )

課長おっしゃるとおりで、よく勉強なさっていて私も参考になります。おっしゃるとおりです。ただ、私は、これは当町が秋田県で一番不利な条件が1つあります。何かというと、農協さんのOBがいる中で非常に申しわけないです。我がJA秋田やまもとについては畜産が少ないものだから、1反11

万円前後になる飼料米の作付に制限があるわけです。要するに生産したい人は、飼料米に取りかかる人は買う人を見つけてやってくださいというあんばいで来たわけです。組合員としては、それがちょっと私は腑に落ちていませんけれども。ところが聞きに行きましたところ、飼料米における補助金が高いものですから、まだまだ需要があるわけです。当町では飼料米を購入している牧場が1カ所ありますけれども、そこでせいぜい30町歩です。1カ所で30町歩。ところが青森県に行くと、普通の米よりもずっといいということで鱒ヶ沢とか五所川原とか、ああいう大水田地帯は、飼料米の面積というのが津軽平野に3割もあるわけです。これは、あなたたちはすごくいいなと、うらやましいですよという話をすると、いやいや、安藤さん、これは私たちが努力したのではなくて行政も指導してくれたし、農協も指導してくれるし、それが合わない人は民間の商社も買いに来てくれますと。これが青森県の実態なんです。そこが我が秋田県でも山間部といえ失礼ですが、仙北とか鹿角とか湯沢とかは畜産農家が非常に多くて、鳥も牛も豚もいるわけですから、そういう部分においては彼らは非常に恵まれている。特にこの三種町、能代もそうですけれども、八峰町、この地域は指導してくれるべきJAさんがそれに立ち向かってくれないものだから、農家の人たちは非常に不利益をこうむっている。1団体をまず非難するようで申しわけないですけれども、私はそんなふうに感じているので。当局から、農協さん、あるいは農協さんがまだ時期が早いとか、ああだこうだ言った場合は、青森とか八戸には飼料米の商社がいっぱいあるわけですから、そちらで勉強会をやったり、いろいろ具体的な補助金の考え方とかを調べて、そちらの方向に進むという手も、飼料農家にとっては今ある機械を全部使えるわけですから、その辺のことについて、町長、私の考え方についてご不満がございますか。

議 長 (金子芳継)  
町長。

町 長 (三浦正隆)

安藤さんが大変いいお話をしまして、全然不満はございません。

私も実はJAの役職の方と、本町では飼料用米というのをJAさんはどう考えているんですかと何年か前にちょっとお話したことがあります。うちのJAでは基本的にはコンタミネーションとかに関係がありますけれども、混載とかまじりとかという、そういう機械が別途にないので、飼料用米というのは考えていないような、ちょっとそういうお話は聞いたことがあります。あきたこまちの主食用米を飼料用米に転換するとか、そういうことは多分やっていらっしゃるとは思いますけれども、本当の収量の多い、1反歩あたり十何俵ですか、とれるような多種米というのはたしか当町ではやっていない、やっている方は本当に少ないと聞いています。本当にそういう意味では、青森県はやっぱり農業に関しては非常に進んでいるなという、じゅんさいもそうですし、ニンニクもそうですけれども、そういうお話をきょう聞いて、大変勉強になりました。

この飼料用米というのは、青森県がやっぱり盛んなのは加工施設があるということだとか、いろんな要素があって盛んなんでしょうけれども、本県の場合はちょっとまだそういうのが足りないということもあって、なかなか県の指導も進んでいないというのが現状なんだろうと思います。今後、今これから始まるばかりでありますので、これから将来のことを考えますと、やっぱり主食用米だけに頼っているというのもやっぱりちょっと心配もありますから、ぜひ検討していきたいと考えています。ありがとうございました。

議 長 (金子芳継)  
3番。

3番 (安藤賢藏)

大変失礼なお話になってしまいましたけれども、私はコンバインで稲を刈れる、田植え機で今の機械を使えるということで、飼料米をぜひとも今後の水田農業の柱の一つとして、町として農林課としてJAに強くお願いして、販路の開拓と、それから、もし必要であれば飼料米専用のントリーエレベータを用意していただきたいという方向での考え方が、我々年齢的に高い者も若い人もやっぱりずっといしえの時代から我々は米をつくってきたわけですから、赤字でもやっぱり2年3年は米づくりを続けるんですよ、残念ながら。日本の農家はそうなんです。ぜひとも米づくりがなくならないような、文化を守るような視点でもお願いして、私の質問を終わります。答弁は結構です。

議 長 (金子芳継)

3番、安藤賢藏議員の一般質問を終わります。

続いて、17番、児玉信長議員の一般質問を許します。17番。

17番 (児玉信長)

私から2点を質問したいと思います。

三種川水害対策と早期改修工事についてでございます。

7月16日の大雨で、三種町下岩川地区で三種川が増水し、下岩川観測所の水位は正午には氾濫危険水位3.6メートルを超え、3.87メートルに達し、午後5時には4.48メートルまで上昇した。最高で4.52メートルの水位上昇となり、町は午前10時50分に災害対策警戒部を設置し、同11時15分には災害対策本部に切りかえ、対応に当たり、住宅の床上浸水が長面2棟、床下浸水は長面、達子、館ノ下、増沢の12棟発生し、長面、達子、館ノ下202世帯、536人に避難勧告を出し、長面自治会会館に4人、向達子生活改善センターに2人が身を寄せました。

7月22日は前線の影響で午前中を中心に雨が降り、下岩川観測所での水位が午後2時に氾濫危険水位3.6メートルを超える3.63メートルに達しました。町は災害対策警戒部を設置し、午後0時20分に避難準備情報を長面106世帯、262人に発令し、避難所を開設した。長面で住家2棟が床上浸水の被害を受け、翌日の23日も活発な前線が停滞した影響で、午前

を中心に雨が降り続きました。午後8時、氾濫危険水位を超える3.76メートルに達し、9時には3.82メートルまでに上がりました。この日、午前6時15分、長面106世帯、262人に避難準備情報を出し、7時30分に避難勧告を発令し、避難場所の長面自治会館には1人が避難しました。被害を受けた地区に、町はどのように防災行政無線で放送するのですか。そして、避難した人に対してどのような対応をしますか。このような状態の中で三種消防署、三種消防団長、分団長、団員の出動態勢はどのようになっておりますか。

8月2日、秋田県佐竹知事は下岩川地区で現地調査を行い、短期間で3度浸水被害住宅を見舞われ、一日も早く改善に力を入れると話されました。私からも被害を受けた方々にお見舞いを申し上げます。

7月16日は日曜日、7月22日は土曜日、23日は日曜日、閉庁に集中豪雨が発生しています。県のトップは県外ゴルフ旅行に出かけ、7月23日に記録的な大雨に見舞われている中、23日早朝に県の担当者に大雨被害に関する部局長付対策の連絡会議を開くよう指示したが、自ら雨に伴う交通渋滞に遭い、午前11時の会議に出席できなかった。両副知事も県内を不在にし、午後1時5分に県庁に着き、空白の2時間ということで全国的に大きく報道され、危機管理意識の甘さが厳しく批判されました。

16日、災害対策警戒部から災害対策本部に警戒態勢を強め、22日、災害対策警戒部、23日も災害対策警戒部、そして災害対策本部を設置し、避難勧告を発令しました。この3日間の町長、副町長の行動をお聞かせ願いたい。

今回の大雨で、秋田県地方気象台の和田台長と県内市町村長らが携帯電話で直接連絡するホットラインも力を発揮したとありますが、町長と連絡し合っているのでしょうか。

和田台長は昨年まで岩手県勤務で、昨年8月30日、台風10号により、龍泉洞で有名な岩泉町を流れる小本川が氾濫して、近くの高齢者グループホーム楽ん楽ん、木造平屋建てが一瞬のうちに濁流にのみ込まれ、入所者9名全員が死亡し、その教訓をもとに、今回県内市町村長らと携帯電話で直接連絡するホットラインを行い、早めの避難ができ、大変助かったという報道がありました。

今をさかのぼれば平成25年9月16日、台風18号の通過に伴う大雨で、床上、床下浸水被害が最も大きかった下岩川地区に避難情報が出されなかったと魁新報、北羽新報が大きく取り上げたことは、まだ記憶にあると思います。このときの教訓として、目視に頼らず、下岩川地区に設置した県の水位観測所と牛沢、増沢、館ノ下、宮橋、中野橋、そして上流の上岩川、落合6カ所に町独自に設置した監視カメラで避難情報を発表するための根拠が確保され、町のホームページを通じて一般にも公開できるようになりました。町民としても状況判断ができ、大変助かります。

7月下旬に県南部を中心に襲った大雨で、8月16日、県災害対策本部会

議で農林水産被害91億2,791万円とあり、三種町は4,403万円と報道された、その内訳をお教えてください。

三種川河川改修は、国の床上浸水対策の特別緊急事業に採択され、平成27年度から31年度、5カ年計画で33億円の予算規模で、全体の完了工期は平成45年までと予定されています。知事が来町したときのコメントとしては、なかなか一気にはいかないが、来年度も国に予算要望と現状を強く訴えたいという。

8月29日、三種川河川改修促進協議会が開かれ、会長の町長は、長面などでは依然として災害に見舞われており、一日も早く完成に向け、要望活動をしっかり推進したいと話されていました。県の地域振興局長は、山本中学校付近から牛沢までの2.5メートルの河道掘削が完了し、3年目の今年度は芹沢までの掘削などを推進する。県として引き続き事業を着実に進めると挨拶されていました。平成45年度工期完了ではなく、平成30年以内に完了できるよう強く国・県に要望活動をしてもらいたい。一度大雨が降るたびに暴れ川に姿を変えろという汚名を、一日も早く豊かな川になるよう解消してもらいたい。

第2点目です。

新聞が児童・生徒に実践されているか。平成32年度から実施される小学校新学習指導要領ではどうか。

この新聞に対して6月の議会定例会の議事録を見ますと、質疑応答の中で、ただ新聞というだけの質問者と答弁者側の議事録が残っておりませんでしたので、私は、やはり新聞の場合は東京新聞、それから地方新聞、それから小学生新聞、中学生新聞といろいろ新聞がありますので、あえて社名で私は呼びたいと思います。

今年度、全国学力テストの児童生徒を対象にしたアンケートをもとに、新聞を読む頻度とテストの正解者との関係を文部科学省が分析したところ、頻度が高い子供のほうが平均正答率は高いとの結果が出ました。一方で、新聞を読む習慣のある子供の割合は、減少傾向が続いているとも書かれていました。

三種町6月議会で、各小学校5年生・6年生クラス、各中学校1年生・2年生・3年生クラスで、教育現場に魁新報を教材として活用するために小学校に36万4,200円、中学校に30万3,500円議決され、議会が終了した翌日、早速各校に配達されたようです。学校側は一体どのように実践しているのか、8月お盆前に私が住んでいる地区の琴丘小学校、琴丘中学校に足を運び、校長、教頭から現況を聞いてきました。各校に違いがあると思います。小学校5年生1クラスは、その日の当番が朝新聞に目を通して、本人が興味関心のある記事を紹介し、帰りの会にそれを読み上げます。クラスで共有しているスクラップにその記事を張り、後でみんなで読むように呼びかけをしています。6年生も1クラスで、将棋に関する記事では藤井聡太4段、バスケットボール。ノーザンハピネッツを話題にして感想を交流してい

るそうです。国語、道徳教科時間の始まる5分ないし10分、記事内容について自分の考えを述べた箇所にサイドラインを引き、特にいじめ・不登校の記事があるときは児童に考えさせ、それをまとめさせる。2学期からは、既に始まっていますが、5年生、6年生共通として6項目実践を予定しています。目についたのはコラムの北斗星を読んだり書き写して漢字の勉強したり、最後は自分の感想を書くという、国語力をつける早道をしているのではないかと思います。また、記事を読んで3行詩、五七五俳句だと季語が必要なので、かた苦しいことはやめて川柳にして言葉遊びをするという、楽しく児童たちが思考しやすい範疇内であると思います。他校はどのようにしておりますか。2ないし3校の理由を述べてください。

中学校の場合、朝新聞をクラスに置いて、生徒たちが主体的に関心のある記事を話題にすることもなく、目を通して1週間分ストックしているのが現状です。クラスにあるということは大変よいことだと話されていました。生徒たちが主体的に行うことは時間的余裕がないようです。運動部に入っている生徒は朝練習があります。学校は、8時10分から20分の10分間、図書室から本を借りて読書し、授業開始は8時35分から50分授業が始まります。中学校の字名が般若台であり、はんにゃタイムと称して毎日5時間、授業前20分、宿題、ドリルを学力向上のために割いているのが現状です。授業が終わると部活を行い、担当の先生は、午後7時30分までに生徒たちが帰宅するのを見届けてから帰り支度をします。道徳の時間は教科として授業をしております。中学校は過密な授業だということがわかりました。他校はどうでしょうか。

テレビ、インターネット、スマートフォンなどは速攻性で優れていますが、ただし自分に関心のあるニュースだけを見る傾向にあります。新聞は起きたことの意味を深く掘り下げ、体系的に捉え、いつでもどこでも繰り返し目を通すことだけでも世の中全体の動きがつかめる物ではないかと思えます。

今新聞を読むことが少なくなっている現状の中で、三種町は各小中学校に配られ、それを実践、活用すること、または目を通すことによって文章力、洞察力が少しでも身につけてほしいものです。多分身についていくことでしょう。期待しています。

琴丘中学校の図書室には、琴丘小学校のように新聞を置いておりません。他校も同様ですか。一番身近で能代山本郡内、大館北秋田県圏域記事をきめ細かく掲載している北羽新報を置いたらどうでしょうか。プラスになると思えます。

今年度小学校の場合、これでよいのですが、来年度から時間配分が果たして大丈夫なのか、私としては心配しています。5年生、6年生は週29時間45分授業で、今の道徳の時間は教科外として評価点をつけなくてもよいのですが、平成30年度からは教科として数値で評価されます。そして平成30年、31年度外国語活動力として総合的な学習の時間から15時間ふえ

て、50時間移行措置として時間を工夫してつくらなければなりません。平成32年度はさらに20時間ふえて70時間、正式な英語教科の授業となって成績がつけられます。児童に対しても先生に対しても小学校で新聞を実践する余裕のない時間になりかねないと思います。授業時間の捻出は、学校と教育委員会に任せられているのが現状であり、どのように対応なされるのでしょうか。

以上、壇上から終わらせていただきます。

議長（金子芳継）

17番、児玉信長議員の壇上の質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町議長（三浦正隆）

それでは17番、児玉信長議員の最初の「三種川水害対策と早期改修工事」についてのご質問にお答えします。

初めに、「水害時における消防団員の出動態勢」について申し上げます。

町の対応としましては、三種町水防計画に基づきまして、気象庁及び秋田県河川砂防課、総合防災課から警報及び注意報を含む気象情報を受けたときには、その情報を判断した上で水防体制を整えます。

また、町のホームページでもごらんいただけますけれども、三種川監視カメラの映像により河川の現況を常時把握しつつ、あわせて県の河川砂防システムを活用し、雨量及び三種川の水位を注視しながら、注目しながら対応判断を行ってございます。

目安となる「水防団待機水位」は、下岩川長面、いわゆる宮橋のあたりですけれども、ここでは2メートル30センチとなっております。この水位に達するおそれがあるとき、または達したときに、水防管理者である町長が直ちに三種町消防団に通報し、あらかじめ定められた計画に従いまして出動準備を整え、「氾濫注意水位」である2メートル80センチに達したときに消防団員が出動し、警戒・防御等の体制をとっております。

また、町から指示を受けた三種町消防団長は、直ちに副団長、地元分団長に順次連絡し、その体制を整え、必要な団員を招集し、消防団長の指示、命令により水害の警戒等の水防活動に当たらせるものとしてございます。

次に、水害が発生した7月16日、22日、23日の町長及び副町長の行動について申し上げます。

先に私の7月16日の対応について述べます。

まず、当日は早朝から強い雨が降り始めまして、9時34分に三種町に「大雨警報」が発令されたのを受けまして、9時38分に担当課長である町民生活課長に連絡を入れ、三種川の状況把握と水害等の対策ができる体制を整えるよう指示をしたところでございます。

10時42分に町民生活課長より、三種川の水位が上昇し、「避難判断水位」3メートル10センチを超えたとの報告を受けて、直ちに役場に向かう準備をしまして、11時には役場に到着し、それから当日の21時15分ま

で災害対策本部が解散するまで対応を行ったところでございます。

それから、22日土曜日の件でございますけれども、私は私的な異業種交流の会の勉強会に出席するため、この日は朝9時35分の全日空の飛行機で秋田空港を出発しまして、10時40分には羽田に着きました。羽田に着いて、当日の宿泊場所である千代田区のグランドアーク半蔵門というホテルでありますけれども、警察庁の関連の施設であります、11時40分過ぎに入りまして、荷物を置いて午後からの会議に出席しようと思っておりましたが、三種町に「大雨警報」が10時11分に発令されたのを受けて、10時42分に町民生活課長に電話を入れまして、三種川の水位が少しずつ上昇傾向にあるとの報告を確認し、何かあったらすぐに連絡するように指示をしたところでございます。

その後、12時7分に町民生活課長より電話が入りまして、三種川の水位が「避難判断水位」3メートル10センチに到達したとの報告を受けて、午後からの会議及びホテルの予約等を全てキャンセルしまして、午後2時の飛行機に乗るべく、また羽田に引き返しまして秋田に向かったところでございます。

この間数回にわたりまして電話での状況確認を行い、ちょうど羽田発2時、そして秋田空港到着が3時の予定でございましたけれども、なかなかその日は気候が悪くて、1時間ほど上空で旋回しながら着陸態勢を整えて、場合によってはまた羽田へ引き返すという状況でございましたけれども、幸い4時過ぎに着陸しまして、その後、自分の車で行っていましたので自車を運転しまして、17時10分に役場に着きました。到着後に副町長及び担当課長より報告を受け、対応内容と被害状況について確認したところでございます。

翌23日は、三種町に朝の2時17分に「大雨警報」が発令されたのを受けて、防災担当職員が朝の3時に役場に集合し、情報収集を行った後の朝の4時10分に町民生活課長より電話が入りまして、三種川の水位が「避難判断水位」3メートル10センチに到達し、今後も少しずつ上昇傾向にあると報告を受けて、5時30分には役場に到着し、それから午後の2時まで災害対策本部が解散するまで対応したところでございます。

次に、副町長の対応についてでございますけれども、16日は午前10時40分に町民生活課長より、三種川の水位が上昇し、「避難判断水位」3メートル10センチを超えたとの連絡を受け、本人は車で秋田市内を走行しておりましたけれども、連絡を受けて三種町に引き返し、12時過ぎには役場に到着、それから21時15分に災害対策本部が解散するまで対応を行ったところでございます。

22日につきましては、三種町に「大雨警報」が10時11分に発令されたのを受けて、10時44分に町民生活課長と連絡をとり、状況確認をし、三種川の水位が少しずつ上昇傾向にあると報告を受けて、直ちに秋田市から役場に向かい、12時15分には役場に到着し、16時に災害対策警戒

部が解散し、その後、私が東京から到着するまで対応を行っていただいたところでございます。

翌23日日曜日ですけれども、私と同様、町民生活課長からの電話連絡、報告を受けまして役場に出動し、14時に災害対策本部が解散するまで対応したところでございます。

以上が、このたびの大雨による水害対策の対応内容であります。

いずれにいたしましても、自然災害等が発生した場合の連絡体制につきましては、町民の安心・安全の確保と生命・財産を守るため、確実に情報伝達ができる体制を構築し、緊張感をもって対応していかなければならないと考えております。

次に、町長は秋田地方気象台の和田台長と携帯電話で、連絡し合っているのかというご質問について申し上げます。

秋田地方気象台では、近年相次いでいる台風やゲリラ豪雨に備え、豪雨などの災害発生時に市町村長が避難指示・勧告の判断おくれを防ぐために、和田台長みずから各自治体に出向いて趣旨を説明しながら、ホットラインと聞いていますけれども、お互い直接連絡をとり合える環境を築く必要があるため、5月19日に三種町に来町されました。その時に、相互に携帯電話の番号を交換しております。

したがって、7月16日発生した水害時には、一度直接私から和田台長に電話をいたしまして、現在の三種町管内の気象状況と今後の見通し、雨量等につきまして、和田台長から指導・助言をいただいております。

今後も一刻を争う緊急時には、連絡をとり合いながら減災に向けた対応をしてみたいと考えております。

次に、農林関係被害4,403万円の内訳について申し上げます。

農地・農業用施設被害ですが、水田の畦畔崩落が2カ所で250万円、ため池の決壊が1カ所で3,000万円、揚水機、水を上げる機械への落雷被害が1,000万円、農作物の被害としてため池の決壊・土砂流入によるビニールハウス3棟の全壊が161平米で92万5,000円、それからハウス内のナス等野菜の被害が38万9,000円、大豆の冠水が3.1ヘクタールで21万9,000円となっております。

それから最後に、三種川河川改修につきましては、現在「床上浸水対策特別緊急事業」によりまして、芹沢橋上流までの河道掘削が発注されている状況でございます。

この事業も、秋田県選出国会議員の方々のご協力をいただきながら、これまで長年にわたる中央省庁への要望活動の結果実現したものでございまして、今年度が5カ年計画のちょうど中間年になっております。今年度工事分も含めると芹沢橋上流までの約4.6キロが完成し、残りの約2キロを次年度以降着手する予定となっております。

災害発生時は、まず人命第一、次に生活の基盤となる住宅と考えており、この事業の完了時には住宅への被害が解消されるものと考えているところで

ございます。このため、一日も早い工事完成を願い、この事業採択後も引き続き要望活動を行ってまいりました。今後も早期完成を目指し、確実な予算確保に向け要望活動を行ってまいります。残り2カ年分のものを次年度での完了を要望したとしても、予算面、用地補償の状況から前倒しは困難であると考えますので、ご理解をお願いいたします。

また、町では県に対し、河川の流下能力向上のため、川の中に生えています支障木の伐採や州ざらい等の要望も行ってまいりますので、あわせて報告させていただきます。ありがとうございました。

議 長 ( 金子芳継 )

教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )

私から17番、児玉信長議員の2つ目のご質問にお答えします。

初めに、町長が先ほど行政報告で申し上げたとおり、「全国学力・学習状況調査」で、児童生徒へのアンケートの「新聞を読んでいますか」との質問に「ほぼ毎日読んでいる」「週に1回から3回読んでいる」との選択が、国・県と比べて本町の6年生、中学3年生は高い数値となっております。

新聞を読む子供は学ぶ力が高いことは、「全国学力・学習状況調査」の結果からも明らかであります。新聞を購読する家庭が減少する中、小学生から新聞を常備し、授業で大いに活用してほしいものです。

議員質問の1つ目と2つ目の、小学校での新聞を活用した事案についてでございますが、各小学校への聞き取りによりますと、「気になったニュースを読書タイムで紹介し、記事を切り抜いて教室に掲示している」、また「児童に読んでほしいところを担当がマーカーで囲み、朝の会や読書タイムに読み聞かせている」「国語の授業で、新聞記事の構成や写真の活用について考える学習に活用している」また、「日直がその日の気になるニュースを切り抜き、朝の会で紹介し、クラス用のスクラップに張ってスクラップ集をつくる」などあります。全ての小学校で新聞を活用しております。

3つ目の各小学校の図書室に小学校新聞を置いているかについてでございますけれども、小学校新聞は全ての小学校で購読しており、図書室や児童玄関ホール、昇降口です。あるいは玄関、各学校が工夫して児童がもっとも読みやすい場所に置いております。ちなみに中学校でも3中学校で中学生新聞を購読しています。

4つ目の次期指導要領による授業時数の増により、新聞を実践する時間の余裕があるかについてでございますが、次期指導要領の総則の「主体的・対話的で深い学びの実現」に向け、情報活用能力の育成を図るための教材・教具として新聞が加えられ、全教科での新聞の活用が位置づけられています。

今後、朝の会の時間等を生かした実践は難しくなるかもしれませんが、新聞記事は各教科において教科書を支える大事な教材となることから、教員が新聞を扱ったり、新聞社のデータベースを活用するなど、ますます活用する機会がふえることと思っております。

5つ目の次期指導要領による授業時数の捻出は、学校と教育委員会に任せられているが、どのように対応するかについてですが、次期指導要領では、小学校では平成30年度から2年間は移行処置が実施される移行期間です。平成32年度から中学年の3年生・4年生において外国語活動が、5年生・6年生の高学年においては教科として外国語科が導入されます。これに伴い、3年生から6年生までの学年での授業時数が年間35単位時間ずつ増加されることとなります。

新しい教育課程において、児童の学びの質の向上につながる年間計画や時間割編成のあり方を検討していくに当たって、各学校では15分間ずつの短時間学習を週3日実施するとか、今の朝学習とか朝読書のように横絡みにやっていくのです。15分を3回やれば45分になりますので、1単位時間となります。また、週当たり1時間ふやす。今5時間のところを6時間授業にするとか、そういう方法、また、土曜日に授業を実施するなど、これは地域の実態を踏まえて、各学校の特色を生かしながら展開されていきます。学校と教育委員会は、十分協議して進めていくこととなります。

年間35時間単位時間増となる中学年及び高学年の時間割編成や年間計画については、教育委員会と校長会が連携しながら、最適なあり方を判断するための必要な情報を提供するとともに、移行期間における指導体制の確保、これはALTとか外国語活動指導員などが入りますけれども、こういう確保、それから教材に基づく校内研修の充実、こういう計画が教育委員会に任せられているものであります。

6つ目の中学校での新聞を活用した事案についてですが、各中学校への聞き取りによりますと、「朝の会において読んだ記事を紹介する」それから「学校祭における新聞記事のスクラップコンテスト」「公民の授業で、政治や経済に活用している」また、「廊下にコーナーを設けて、生徒が自校や先輩、地域に目を向けるように関係記事を掲示している」など、全ての中学校で新聞を活用しております。

7つ目の琴丘中学校図書室に新聞がないので、地元紙を置いたらどうかについてでございますけれども、各小中学校で全て地元紙を購読しております。ただ、その日の新聞が図書室に置かれているわけではありません。教室とかで見た新聞が、後日図書室に置かれている。そして生徒がいつでも見られるようにしております。

「一学級一新聞」事業については、今年度、年度途中の6月から始まった事業でありますので、今年度は年度当初の学校行事の計画には入っておりませんでした。来年度からはさらに成果が出るように、新聞社が行っているN I E、新聞を活用した教育の事業を年度計画に入れながら、さらに活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。



17番、児玉信長議員の再質問を許します。17番。

17番 (児玉信長)  
2メートル30センチ、それから2メートル80センチが目安と、それから判断という形になってはいますが、2メートル30センチのときには消防団長に連絡をするわけですか。

議長 (金子芳継)  
町民生活課長。  
町民生活 (川村義之)  
課長 それでは私からお答えします。  
いずれレベル1というところで、先ほど言いましたとおり2メートル30センチが水防団待機水位ということで、これが準備態勢に入る水位でございます。実際のところは、大体この水位に達する前に大体2メートル10センチから20センチの段階で、一度こちらから消防団長に現在の状況、例えば雨量がどの程度あったのか、あるいは水位がどの程度だということをいろいろと事前にお話とか説明をいたしまして、そろそろ2メートル30センチに達する恐れがあるので、水防団の待機をひとつお願いするという形で今報告はしております。

議長 (金子芳継)  
17番。

17番 (児玉信長)  
そうしますと、まず待機してもらおうということと、その後に分団長、それから消防団員という、この間の時間帯は大体どのぐらいかかっているんですか、現場まで行くという時間帯は。今回の状況で16日、22日、23日にありましたが、担当課長として大体どのぐらい消防団長から指示を受け、分団長、消防団員に行くまで、その間の現場までの時間はどのぐらいかかりますか。

議長 (金子芳継)  
町民生活課長。  
町民生活 (川村義之)  
課長 私からお答えします。  
実際に消防団が出動するのは、2.8メートルに達したときに出動要請をかけるわけですが、実際のところ、先ほども言いましたとおり、事前に私から消防団に連絡いたしまして、それで連絡は一度、こういう状況になりますよということになります。実際のところ、消防団長からも連絡は行きますけれども、防災担当からも、特に第6分団の団長さんには電話をまず入れております。大体時間的には、事前準備がありますので実際に現場に出てくるまでにはまず20分ぐらいあればほとんどというか、特に旧分団であれば長面の分団の消防団員がすぐ駆けつけてくれるという状況でございます。

議長 (金子芳継)  
17番。

17番 (児玉信長)  
わかりました。  
まず、その後3.6メートルを超え、それから3.6メートル以上になると、まず避難勧告の情報をやって避難勧告をさせますね。避難勧告をしたときに、その地域の長面、館ノ下、そういったところの何百世帯の人方に行政防災無線でどのような情報をこの勧告のときに流すのですか。それともこの情報のときに流すのですか。

議長 (金子芳継)  
町民生活課長。  
町民生活 (川村義之)  
課長 それでは私からお答えします。  
いずれ最初に避難準備情報をまず発令するわけでございますけれども、これについては、まず一つのレベル3といたしまして水位が3メートル10センチ、これが避難判断水位という水位でございます。これを超えたときに初めて災害対策警戒部を設置した上で、避難所の開設とあわせて避難準備情報を流します。この放送の仕方については、最初に長面地区でございますので、今新しくなりました防災無線については、もうその本庁で直接指定をいたしまして長面地区だけにまず放送をかけます。以前でしたら山本支所でもまず放送をかけましたけれども、今現在全ての放送については全部ここで対応できるという状況でございます。

議長 (金子芳継)  
17番。

17番 (児玉信長)  
要はスポットで出せるという状況でございますね。わかりました。  
今度避難所を設けるという場合に、その職員が平成25年9月26日の台風で向達子の避難所があのような状況になりましたので、長面と向達子に今度なるわけです。そういった場合に高齢者もいるだろうし、体調を崩している人もいるだろうし、6人と2人方が長面と向達子にまず行きましたよね。そういった場合には職員はどのような誘導をするのですか。それともみずから避難所に行くんですか。どのような指示のもとで、そして避難所に行った場合に、今度やはりいろいろ物資両面において寒いだろうし、それからいろんな面でおなががすいているだろうし、そういった場合に町としてはどのような対応をしていますか。

議長 (金子芳継)  
町民生活課長。  
町民生活 (川村義之)  
課長 それでは私からお答えします。  
まず避難所の開設につきましては、避難準備情報を出した場合に、当然高齢者の方、あるいは要支援の方に最初に避難してもらいますので、そのための準備情報、それで実際その放送を流した段階で避難所が開いていないとす

れば大変なことでありますので、その準備情報を出す前に、職員は今のところまず必ず2人配置するようしております。職員を2人配置した段階の状態を確認した上で放送というか、そういったものをまず流しておくような状況でございます。

あと、実際に避難所に避難された方というか、先ほど児玉議員が言ったとおり、自分で来るのかということもありますけれども、実際のところ、実は消防団が出動する2メートル80センチになった場合に、特に下岩川の長面地区についてはいつも水が上がる世帯がもう決まっておりますので、それで私から特に分団長をお願いして、まずそういった世帯を回ってくださいと。そしてこれから水位が上がってきたら、当然町から情報というか放送が流れた場合には速やかにまず避難していただきたいというような。あともう一つは、土のう袋を積む段取りも消防団長にはお願いしながら、まずそういった万全な体制をまずとっておるところでございます。

あと、避難所に避難された方についての食料とか毛布等についても、実際のところ、まず避難物資については山本支所、それからすいらんの館にも若干の物は置いておりますので、いずれ避難所の職員については随時連絡をとり合っ、必要な物は何とか、あるいはこういう物をどうかということでこちらもまず確認した上で速やかにまず配達というか、準備するような形で今整えてはおります。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

避難された方のお話を全然聞いていませんけれども、今回避難された方からはそういった何ひとつ不満ということはないのでしょうか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長

（川村義之）  
お答えします。

16日についてはやっぱりかなり長時間でございましたので、今回食料ということで、お湯を入れればご飯が食べられるというやつをまず持っていております。あと水、毛布等もまず持ってっております。ただ、その避難所に待機しているというか、配置された職員の方々からは、特にこういった物があればいいというところ、今のところまずちょっとありませんけれども、いずれにしても水、毛布、食料については速やかに準備できるような体制は整えておるつもりでございます。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

今回の対策本部、それから警戒部なんですけれども、町のこの警戒部、それから対策本部の一番のトップは誰々ですか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長

（川村義之）  
私からお答えします。

災害対策警戒部については、部長は副町長でございます。それから、災害対策本部については、本部長は町長でございます。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

それから、対策本部、警戒部、町長、副町長、そしてこの権限の委任とありますね。三種町の防災計画の中に権限の委任ということで、第1位、第2位、第3位というものがあるわけです。そうすると、今回の対策本部の本部長とそれから警戒部はどこに置いたんですか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長

（川村義之）  
お答えいたします。

これは全て役場本庁に置いております。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

三種町の防災計画の中に、対策本部は本庁第1会議室とあります。それから、三種町警戒部は本庁総務課とあります。そして今町民課長が全て答弁されていきますけれども、この対策本部は権限の委任ということで、第1位が副町長で、第2位が総務課長になって、第3位が町民生活課長なんです。それから、町の災害対策警戒部の場合は、第1位が総務課長で、第2位が町民生活課長となっております。だから、まず緊急、あれですけども、ただ、防災計画の中で見て、いろいろ電話でも町民課長に聞きましたけれども、この流れからいくと総務課長が頭にならなければならないのではないかと思います。だから、これがどうなのかなど。防災計画の中の順序がちょっとおかしいんじゃないかと。対応は全てうまくいっていますよ。対応はうまくやっていますけれども、三種町の防災計画の順位でいくとおかしい。求める対策本部も防災計画の欄に書かれていますけれども、先ほど言ったように災害対策本部は本庁第1会議室、それから三種町災害対策連絡部も本庁総務課、三種町災害対策警戒部も本庁総務課と書かれているんです。だから、まずよくもう一度見て、これからのやり方をマニュアルをもう一度見直ししながらやってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（金子芳継）  
町民生活課長

（川村義之）

課長 お答えいたします。

いずれ防災計画の中でいえば、確かにそのような形には私も見ております。実際のところ、まず必ず私のほうでも総務課長とか、警戒部、それから対策本部を立ち上げる際には必ず来てもらって、連絡をとりながらまずやっていますけれども、ただ、実際の事務担当が、正直言って情報収集とか、かなり早急にしている関係で、私が、まず町民生活課がちょっと先にやるようになる場合もありますけれども、いずれにいたしましてもその計画をもう一度見直しというか、現状に合ったものに直せるものであったら直していくような形でちょっと見直しをかけていきたいとは思っております。

議長 (金子芳継)

17番。

17番 (児玉信長)

そのようにしてください。

16日、22日、23日、結局今、対策本部は町長が頭ですので、それから警戒部は副町長が頭です。だから、やはり電話連絡でも何でもあれですけれども、本人がいてこそ初めて対策警戒部、それから警戒部からその上の対策本部をつくる。これはやはり当然本人の了解をもらってやっていると思いますけれども、対策本部の中には、対策警戒部をつくってもまだ副町長も来ていなかった。電話連絡で、そしてまず来た。町長のときも、まず対策本部のときは、警戒部のときは出張でいなくてまず間に合って来た。ただ、23日は警戒部と本部ができましたよね。このときはまずおったということなんですね。だから、どうなんですか。普通、今回の知事の場合も何をたたかれたかという、自分が招集して2時間もおくれしてきたということで部長付の会議ができなかったということなんですけれども、だからやはり対策部をつくる、本部をつくる本人がいて初めてそういう形になってくるんじゃないですか。どうなんですか。それとも緊急の場合ですから電話連絡でそれはよしとして、そして職員が動いて、もう緊急ですからそうやっていかなければならないのか。それが本当のやり方なのかどうなのか、もう一つちょっと担当からお願いします。

議長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活課長 (川村義之)

お答えいたします。

いずれ今回の場合においても確かに今児玉議員が言ったとおり、まず私どもの防災担当の担当課としては必ず電話で連絡をとって、それで状況を報告、そしてその後、例えば警戒部であれば副町長から、あるいは災害本部であれば町長からということで、まず必ず指示を受けて、それでまずそれぞれのを立ち上げる。ただ、もう一つは、どうしてもすぐに駆けつけてこられない場所にいる場合も当然ありますので、そういう場合は、先ほども言いましたとおり、全て電話での連絡、そして指示を受けるという形でやっ

きたいとは思っております。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (三浦正隆)

多分児玉議員のご指摘したいのは、今回の知事の認識が、メール等でやられたけれども一切ご本人には通っていなかったということの部分が、では本町の場合はどうかと。町長ないし副町長が役場にいないときに、対策本部なり警戒部が機能を成すのかということのお答えだと思いますけれども、私も出張する際には必ずタブレットだとか、それから携帯に雨雲レーダーが6時間ごとのが出るのがあります。特によく見ているのが秋田県の河川砂防システムというこれで、水位と雨量計が全部出ています。海外に行ってもこれはよく見えています。今回台湾に行ったときも注意して見ていましたし、必ずこれと、それからこういうのを付け合わせてこの避難勧告等はタイミングを図って見ているわけでありますので、確かに私の体自体はここにはございませんでしたけれども、いつも町民生活課長とは連絡をとり合いながら指示を出すような形になっていますので、私の意を呈して全部生活課長は動いているというご認識でお願いしたいと思っております。

議長 (金子芳継)

17番。

17番 (児玉信長)

機械に明るい方でございますので当然だと思いますけれども、平成25年のときに目視でした宮橋に監視カメラもなかった、それから県のカメラもなかったということをつけて、うちらもこの携帯で三種町水位という検索をすると、きょうも雨が降っていたから、議会に来る前にどのぐらいの雨量が降ったのかということに監視カメラで6カ所を見たら大丈夫であったということで、非常に今回監視カメラをつけてもらったおかげでその点は私も安心するし、もちろん周辺の住民の人方も安心していると思います。町長が私的に7月20日にはもうとんぼ返りで来た。これはもう大変な敬意でございますので、やっぱりそれだけの責任を持つということはもう並大抵のことではなかろうか思います。

私ごとですけれども、ちょうど私も22日、新幹線に大宮から秋田まで乗ったら、ちょうど盛岡どまりだと。秋田まで行かないということで、ではどうしようかと右往左往したら、ちょうどタクシーで私、盛岡駅から秋田駅まで帰ってきましたけれども、だからいずれやはり大事なときに、何かあるんじゃないかというときに人間というのはやはりそれだけの行動をしなければならぬだろうと私は思います。それに対して敬意を表したいと思っております。よくぞ帰ってきて、また次の日の指示をしてくださったということに感謝いたします。

それから、先ほどの秋田気象台の和田台長なんですけれども、新聞を読んでいったらなるほどなと思って、今こういうゲリラ豪雨が全国どこにもあり

ますので、気象庁がこういうことで、要するにその県の台長に対して各町村と連絡をとってやりなさいというのが上からの何か指令だそうですけれども、そうしてお互いに連絡をとり合っただけのことに対しては非常にいいと思います。来町してきた、そしてお互いに携帯電話では話をする、それはあれですか。和田台長から今回は連絡が来ないで町長から発信したような話なんですけれども、その点をちょっと詳しくお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（三浦正隆）

7月16日のときは、ちょうど警戒本部を立ち上げて、午後からの雨がどうなるのかなというのをちょっと私どもこの雨雲レーダーを見ていたけれども、判断にあぐねまして、そうしましたらちょうどお昼ごろですか、台長に私から電話しました。多分県内いっぱい25市町村ありますので、よそのほうが大変だったということで私には連絡はありませんでしたけれども、私から直接もう電話をさしあげまして、雨雲レーダーで見るとちょっと線状降水帯という、いつも出る言葉がありますけれども、今後どう判断すればいいんでしょうかと、専門家のご意見をお聞きしたいということを行いましたら、大体午後の2時ごろには変わりますよというお話でありました。そのとおり2時過ぎになりましたらからっと晴れたというか雨がやみまして、さすがだなと思ったところでございます。

それから、2回目の大仙に大変被害を受けた22日、23日でございますけれども、私から23日に次の日電話しておりますが、これも本町の場合はもう午後からは問題ないというご判断でございまして、そういう意味でご連絡さしあげています。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

私、去年グループホーム楽ん楽ん、ちょうど災害になる2週間ぐらい前にあそこを通りました。楽ん楽んの隣に岩泉町の道の駅があつて、また隣に楽天の2軍球場があります。そういう関係で2週間前に通って、そうしたらその2週間後にああいう状況になったということで、本当にもうびっくりしている状況でありましたけれども、まず今和田台長とそういう関係になっているということで、ひとつ幾らでも三種町災害防止のためには役立たせるようお願いしたいと頼みます。

それから、4,403万円が北羽新報に出ていましたけれども、今町長がいろいろ述べました。どうも4,000万円には達していませんけれども、何か災害的な大きなものもあるわけなんですか。どうなんですか。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）

農林課からお答えします。

内訳に関しましては先ほど町長が言ったとおりです。4,400万円のうち4,000万円が、ため池が1カ所3,000万円、それと三種土地改良区の管理なんですけれども、揚水機の落雷、これが1,000万円ということで、それで4,000万円のうち、まず大半をこれが占めているわけです。ついでに申しますと、実際はこの程度の被害ではなくなって、揚水機の落雷被害に関しましてはコンデンサーとかをかえてみたらすぐに直ったということでございます。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

次ですけれども、ため池はどこのため池なんですか。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）

わかりやすく言いますと、南部ごみ処理場横に行く手前の右側のところでございます。上笠岡という字名になりますけれども、道路から行ってもすぐ目に入るもので、大変格好が悪いと申しますか、見づらいと申しますか、それで、受益者はそんなに多くないので、土地改良区としては復旧ではなくて開削して終わる。要はため池の機能をまずやめるという方向で話し合っているそうです。

議長（金子芳継）  
17番。

17番（児玉信長）

わかりました。

この件の最後なんですけれども、三種川河川改修協議会なんですけれども、毎年地方局長、県議会、建設課長等を含めて森岳でやるわけなんですけれども、全国でいろいろ同じような状況があると思いますけれども、やはり秋田県でもこのように例の状況はまれだと思います。だからもっと頑張つて、知事もあのようなコメントをお話ししていただきましたけれども、ひとつもっと強力でできないものかどうかと思っております。もしよかったら議員全員を秋田県の知事に陳情に行かせたらいかなものかなと私なりに思っております。いかなもののでしょうか。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（三浦正隆）

これは町当局だけで決められる問題ではございませんので、後で皆様方のご意向も考えながら進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（金子芳継）

17番。

17番（児玉信長）

1つは、今までの同じようないろんな運動方法だと、全国どこも同じようにしていると思います。やはり運動方法もほかの町村と変わった動きをしたほうが目につくだろうし、1年も2年も早く、そして平成45年完成ではなくて30年度以内に完成できるように、豊かな川になるように、また一生懸命頑張って要望してもらいたい。また、陳情の仕方もひとつ創意工夫を凝らしていただければと思います。

教育委員会なんです、各小学校によっていろいろ違うみたいなんですけれども、まず琴丘小学校の先生と教頭先生とお会いしてお話ししました。今回魁新聞ですけれども、いろいろやってみて子供たちが新聞を見る気になったと、読む気になったということで非常にいい傾向だと話されていました。小学校の場合には担任の先生がずっといますので時間配分はできるわけなんですけれども、中学校の場合にはやはり教科を持っている先生の関係で、非常にやはり時間を小学校のように網羅して全部その合間をうまく持っていけるというのは非常に難しいと。また部活等でいろいろあるし、それからまた、琴丘中学校ですけれども、学校側は学校側で、やはり宿題、本を読ませたり、それから5時間のときには宿題ドリルの勉強をさせたりと、そうするともう部活に行っちゃうと。だから非常に中学校の場合には時間配分は難しいという。ただし、教室には、クラスにはちゃんと新聞は置いてありますと。だから朝早く来る子供はそのクラスで新聞を読みながら、またスポーツ新聞、社会面を読みながらこうしているという状況であったわけです。だから、ちょっと先ほど聞き漏れましたけれども、山中それから八竜中学校の場合にはどのようにしていますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（畠山広栄）

お答えいたします。

山本中学校、八竜中学校でございますが、朝や帰りの会でニュースの発表時に活用している、それから3年の公民の授業で導入時に活用している、政治や経済に関することに導入しているということでございます。それから八竜中学校でございますが、魁の中学校自習室、コーナーの日常の学習、受験勉強等に活用しているということでございます。

議長（金子芳継）

17番。

17番（児玉信長）

中学校の場合には、他の各3つの学校の場合、全部魁の、要するにテスト集ですか、学習ですか。あれは多分皆同じく活用されていると思います。だからただ、本当に新聞自体をどうするかとなれば、中学校の場合、非常にや

っぱり時間的余裕はないと思います。ただしクラスにあるということは、やはりちゃんと読む生徒と読まない生徒はいますけれども、生徒たちがちゃんと新聞に目を通してくれるということで非常にいいことだということをお話されたところも、八竜も山中も同じだと思います。だから中学校の場合には自主性を重んじなければならぬところもあるだろうし、そういったところはわかるわけなんですけれども、肝心の小学校の場合が非常に5年生、6年生、今までの35時間が先ほど移行措置として今度15時間ふえて、50時間。そして平成32年度はまた20時間ふえて70時間英語の勉強をしなければならない。そうすると総合的な学習の時間から引き出さなければなりませんので、総合的な学習の時間が少なくなるわけです。総合的な学習の時間というのは、いわゆるこのこと三種町の全体の地域が何をやるか。いろんな文化学習、いろんな勉強をして、そしてやる時間ですので、その時間がなくなってくるんじゃないかということがあります。当然英語の時間がふえることは非常にいいことなんですけれども、逆に制約されていく時間が多くなってくるということですので、これは全て学校長とそれから教育委員会の問題でございますけれども、先ほども壇上で話されましたけれども、教育長からも一度答弁願えればと思います。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

私からお答えします。

先ほども言いましたけれども、英語の時間をどこで生み出すかということなんですけれども、移行期間のときには総合の時間からとっていいわけですから、平成32年からは総合の時間からとられません。だから総合はあくまでも総合ということで、ふるさと学習とかをやります。そうすれば英語の時間をどこで生み出すか。先ほども言ったように朝の時間帯に、今、朝勉強をやっていますけれども、それはドリルとか朝読書をやっていますけれども、それを1日15分ずつ3回やれば45分になるので1単位時間になります。こういう方法が一つと、あるいはまた放課後に今5時間のところが2コマありますけれども、6時間に1つ上げる。そうすればそこに生み出せる。それでもできない学校は土曜日に出てきてもらってやるとか、あるいは今盛んに他県ではやっているようですけれども、夏休みを短縮して、夏休みを少ない日数にして出て、その分を生み出すという方法もあります。いろんな学校があると思いますけれども、特に三種町の場合、私、今心配しているのは複式を持っている下岩川小学校は、今2年生、3年生が複式なんです。そうすれば3年生は外国語活動があります。2年生はありません。同じ教室なんです。それから5年生、4年生も同じ教室でやっています。そうすれば4年生が外国語活動で5年生が教科になります。そういうときにどう授業を展開していくか学校でいい方法を考えてやるわけですから、当然そうしなければ支援員という人方もやっぱりもっとふやさなければうまく授業がで

くなるので、そういう学校の実情をよく考えながら学校の特色を生かしながら進めていきたい。

それから今年度、まず来年から移行が始まりますけれども、今、町の校長会、それから能代、山本、余りそういう多くの学校がばらばらになれば先生方が移動して歩くのに困りますので、能代、山本の外国語科という先生方の集まりがあります。そこでもちょっと協議してくださいと。そしていい方法を見出して、そして来年からの移行に備えていきたいと思いますという話は今進めております。よろしいですか。

議長（金子芳継）

17番。

17番（児玉信長）

わかりました。

大変な状況でございますし、ただ、土曜日の授業をやるとなると、今どうしても土日、意外と学童のスポーツ関係が非常に多いわけですので、やはりそれも一つの問題になろうかと思えます。その点は教育の立場の校長会並びに教育長のその立場でいろんないい方向に導いてくださればと思うわけでございます。

今、魁新報でいろいろ出ていますけれども、先ほどこちらの地元紙の北羽新報でも結構やはり学校ではとられているかもしれませんが、当然学校でも教職の場合には職員室には魁新報と北羽新報はあると思えます。生徒たちに見せるためにも図書室には当然北羽新報は私は置いてもしかるべきではなかろうかなと思っております。琴丘小学校の教頭ともお話ししましたが、やはり子供たちの、児童たちの各スポーツの、それから発表会いろんな書道から図画から北羽の大会があります。ああいうものも含め、それから競技を含め、やはり自分の名前が出ていることに対する喜びということがありますので、そういった点も含めて、小学校も含め、それから中学校も含め、スポーツ活動含めかなり地元を大きく報じてくれますので、そういった取り組みもひとつ考えてくださればと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（畠山広栄）

お答えいたします。

議員おっしゃったとおりでございますが、地元紙については職員室に置く場合が多いわけですが、その後に事業で使ったり、廊下にスクラップして張っているということでございましたので、また、各学校にそのようにするようには伝えたいと思えます。

議長（金子芳継）

17番。

17番（児玉信長）

いや、そのように伝えたいんじゃないじゃなくて、直接やはり図書室みたいなどころに皆さんが、生徒でも児童でも直接やはり見られるように、見るような体制にしたほうがいいのではなからうか。または、もし職員室に置いた場合、多分図書室まで持っていかないと思います。そういったところを含めて考えてもらえればと思います。ご答弁願います。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（畠山広栄）

中学校では実際、一方で地元紙を図書室に置いております。中学校では3校ということで置いておりますので、図書室に設置するように進めていきます。

議長（金子芳継）

17番。

17番（児玉信長）

そういうことにしてくださるようお願いいたします。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

17番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

本日はこれをもって会議を閉じます。

散会いたします。

午後 2時48分 散会